

最終更新 2026 年 5 月

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
原文と翻訳とで解釈に相違が生じた場合は、原文が優先されます。原文は[こちら](#)からご覧ください。



## iGAAP in Focus

### Closing Out – 財務報告及びサステナビリティ報告の重点領域（2026 年 5 月更新版）

マクロ経済と地政学的環境

不確実性と財務報告

財務諸表における気候関連リスク

サステナビリティ報告の動向

通貨と超インフレ

主な新たな会計上の要求事項

その他の報告に関する検討事項

期中財務報告

付録

詳細は、下記 Web サイト参照

[Deloitte IAS Plus](#)

[デロイトトーマツの Web サイト](#)

[IFRS 基準別の解説](#)

[IFRS 公開草案等の解説](#)

企業は、マクロ経済及び地政学的環境による重大な不確実性に依然として対処している。投資家及び規制当局は、企業がこの困難な状況にどのように対処しているかについて透明性を確保することを期待している。

本 iGAAP in Focus「Closing Out」では、現在の環境を考慮して、関連性がある可能性のある財務報告及びより幅広い企業報告の問題を示し、規制上の焦点となる分野及び会計基準の最近の変更、一貫性があり、比較可能で適時なサステナビリティ関連情報に対する投資家の需要の高まりについても強調している。

## 目次

### マクロ経済と地政学的環境

#### 地政学的リスク及び不確実性

地政学的リスク及び不確実性は、財務報告において引き続き考慮すべき要因である。これらは、直接的に（例えば、地政学的緊張の影響を受ける地域で事業を行っている企業にとって）又は間接的な方法を含め、さまざまな方法で企業に影響を与える可能性がある。間接的な影響には、エネルギー市場のボラティリティ、サプライチェーンの問題、その他のマクロ経済の不確実性（インフレ、金融市場の混乱、借入コストの上昇又は銀行業務の制限のような）が含まれる。

企業は、これらの影響がビジネスの業績、財政状態及び財務諸表で提供する開示に与える影響を検討する必要がある。企業の事実と状況に基づいて企業に関連性がある可能性のある考慮事項は、本文書の関連性があるセクションで扱っている。

## 世界貿易

関税の導入及び変更、また世界貿易への他の影響は、財務報告の複数の側面に影響を与える可能性がある。

例えば、既存及び新規の／提案された関税は、すべての企業（輸入企業及び輸出企業）に、次のように影響を与える可能性がある。

- 供給コストの増加。これは、為替の調整及び代替の供給源を見つける及び／又はコストを顧客に転嫁する能力により、利益マージンに影響を与える可能性がある。
- 価格戦略の変更。これは、価格の感応度が高い製品に対する消費者の需要に影響を与える可能性がある。
- 新しい機器、技術及び施設への設備投資の遅延又は削減、又は事業の移転による設備投資の増加
- サプライチェーンを適応させるための物流コスト及び移行コストの増加
- 在庫レベル及びそれに伴う保管コストの一時的な増加又は関税を回避するために輸送中に足止め又は紛失した棚卸資産
- 「不可抗力」条項又は類似の契約条項の発動による契約の取消し又は修正
- 訴訟費用の増加、例えばサプライヤーと顧客との間の紛争によるもの

さらに、現在の世界貿易の状況は、インフレ、外国為替レートのボラティリティ、商品価格の変動、金融市場の混乱、借入金利の上昇などのマクロ経済の不確実性の一因となっている。

その結果、企業は、関税の影響を直接的又は間接的に受けるかどうかにかかわらず、将来のキャッシュ・フローの予測及び財務諸表の作成に使用されるその他の見積もりに関連する重大な課題に直面する可能性がある。例えば、財務報告の以下の側面が影響を受ける可能性がある。

- 非金融資産の減損。例えば、上記で強調したサプライチェーンの課題により、企業は棚卸資産を正味実現可能価額に評価減することが要求されるかどうかを評価することが要求される可能性がある。さらに、関税の変更は、IAS 第 36 号「資産の減損」を適用する減損テストが要求されることを示している可能性がある。
- 不利な契約の引当金。例えば、棚卸資産価格の増加を顧客に転嫁できない場合
- 金融資産の減損。企業は、新たな不確実性の源泉を組み込む、又は考慮するシナリオに異なるウェイト付けを帰属させるために、モデルに変更が要求されるかどうかを検討する必要がある場合がある。
- 法人所得税、特に繰延税金資産の回収可能性、及び期中財務報告における見積年次実効税率
- 収益認識
- 継続企業

これらの各領域、及びその事実と状況に基づいて企業に関連性がある可能性のあるその他の領域については、このニュースレターで取り上げられている。さらに、急速に変化する環境では、企業は、報告期間の末日の後、財務諸表の承認日より前に利用可能になった情報を慎重に評価しなければならない（**後発事象**を参照）。

さらに、企業は、関税の直接的な影響を受ける企業に経済的支援を提供するために導入される可能性のある政府のスキームをモニターし、関連する会計上の影響を考慮しなければならない。

### IEEPA に基づき課された米国の関税の還付

2026年2月20日、米国連邦最高裁判所は6対3の決定で、トランプ大統領が複数の国からの輸入品に関税を課す大統領令を発令した法律である国際緊急経済権限法（IEEPA）は、大統領に関税を課す権限を与えていないという判決を下した。

多数意見は関税の還付については言及しなかった。IEEPA に基づいて徴収された関税のうち、還付の対象となり得る総額は1,650億米ドルを超える。最高裁判所の判決を受けて、この点に関してはその後、いくつかの動きがあった。

- 2026年3月4日、米国国際貿易裁判所（CIT）は、米国税関・国境警備局（CBP）に対し、徴収済みのIEEPA関税を還付しなければならないこと、及びまだ課税確定（liquidated）していない輸入申告についてIEEPA関税の徴収を停止することを命じた。本判決に対する控訴の期限は、2026年6月6日である。
- 4月20日、CBPは統合通関管理・処理（CAPE）申告システムの運用を開始した。これにより、輸入企業は、未確定（unliquidated）又は90日間の任意再確定（voluntary reliquidation）期間内の輸入申告について、還付申請のための申告を提出することができる。これは、「フェーズ1」と呼ばれている。CBPは、将来のフェーズに関してCAPE申告をいつ提出できるようになるかについて、現時点では情報を提供していない。
- 2026年5月26日付の裁判所への提出書面において、CBPの通商プログラム担当エグゼクティブ・ディレクターであるBrandon Lord氏は、現時点までに潜在的還付金および認定済み還付金の合計約850億米ドルが処理のために受理されていることを示した。また、同氏は2026年5月22日までのデータとして、利息を含む認定済み還付金206億米ドルの支払手続が進められていることを示した。

影響を受ける企業は、判決前に課された関税の還付の可能性を含む動向を引き続きモニターすべきである。

関税の還付に係る資産の認識は、報告日現在において、企業の個別の状況に照らし、多くの場合独立した法律専門家の助言を含む適切な証拠によって裏付けられている必要がある。

- 当該還付を受ける法的に強制可能な権利の「存在」が、ほぼ確実（virtual certain）の水準で立証できる（偶発資産に関するIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の要求事項を適用）。
- 還付の受領の可能性が高い（probable）こと、かつ、その「金額」が信頼性をもって測定できる。

報告日後の事象は、通常、それより前の時点でほぼ確実な権利が存在したことを示す証拠にはならない。

企業にとって重大である場合には、行った判断に関する開示、並びに、資産の表示及び関連する損益の明確な説明を行うことが適切である可能性が高い。

デロイト US の [Heads Up](#) に詳細が示されている。

### 全般的なインフレと金利上昇

地政学的及びマクロ経済の環境の不確実性は、インフレの上昇に寄与する可能性がある。

非金融資産の減損に関して、IAS第36号は、資産が減損している可能性を示す兆候として、市場金利の上昇を識別している。これは常に当てはまるとは限らない。例えば、市場金利の上昇が問題となっている資産の割引率に影響を及ぼさない場合（例えば、短期金利の変動が長期資産に要求される収益率に影響を及ぼさない場合）、又は企業が顧客に請求する価格を通じて、より高い金利を回収することを見込んでいる場合、又は金利の上昇が小さく、資産の回収可能価額が帳簿価額を上回るヘッドルームについて懸念が生じることがない場合である。しかし、減損損失の可能性は見逃してはならず、金利の全般的な上昇は、完全な減損レビューが要求されるかどうかを適切に検討することにつながるはずである。

インフレは、廃棄義務のような長期引当金の測定に影響を与える可能性がある。企業は、引当金の測定に使用するインプットが、インフレの影響を組み込む際に整合したアプローチに従うことを確保しなければならない。インフレの影響を含む名目キャッシュ・フローは名目レートで割り引くべきであり、インフレの影響を除いた実質キャッシュ・フローは実質レートで割り引かなければならない。

インフレとその結果としての生活費の増加は、製品が手頃な価格でなくなる可能性がある（生産コストの増加又は顧客の購買力の低下のいずれかのため）。正味実現可能価額への棚卸資産の評価減、及び利益を得て販売できない棚卸資産の購入コミットメントに関する不利な契約の引当金の認識が要求される場合がある。インフレ、特に昇給率は、IAS第19号「従業員給付」に基づいて会計処理される確定給付債務の測定に織り込まれる重要な数理計算上の仮

定でもある。インフレが見積りの不確実性の主要な発生要因である場合、企業は、感応度分析のような、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」125 項から 133 項で要求される情報を開示する必要性を検討しなければならない。

金利とインフレの両方が、IFRS 第 16 号「リース」に基づくリース負債及び使用権資産の測定に影響を与える可能性がある。また、借手の債務返済能力が低下するため、信用損失への追加のエクスポージャーにつながる可能性があり、その結果、次のようになる。

- 借手の生活費の増加により債務不履行のレベルが増加する可能性があるとして予想される場合、IFRS 第 9 号「金融商品」に基づいて認識されることとなる予想信用損失が増加する。金融機関が使用する予想信用損失モデルの変更、又はそれらのモデルを補完するための「マネジメント・オーバーレイ」には、財務諸表の利用者が将来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する信用リスクの影響を理解できるようにするための開示を伴わなければならない。
- 金融機関以外の企業において、顧客が未払額の支払いに苦悶し、不良債権の増加が見込まれる場合、予想信用損失はより重大（significant）になる。

## エネルギー価格の変動及び電力購入契約の利用

エネルギー価格の変動及び気候変動の影響を低減するための対策を講じる法域を背景に、企業は電力購入契約（PPA）のような再生可能エネルギーの長期契約を締結することが増えている。

フィジカル PPA は、再生可能エネルギー発電施設（風力発電所や太陽光発電所など）で発電された一定量の電力を、一定期間にわたって固定価格で購入することに合意する契約である。通常、再生可能エネルギー発電施設の所有者又は運営者である売手は、買手の敷地又は買手に代わって送電網に電力を供給することに合意する。通常、買手は再生可能エネルギー発電事業者から再生可能エネルギー・クレジット（REC）も受け取る。再生可能エネルギー源から発電される電力の時期/量は予測可能でない可能性があり、PPA で契約した電力の一部が買手が必要としない時期に生産された場合、買手は売却することが要求される。

PPA が IFRS 第 16 号に基づく発電設備のリースであるかどうか、そうでない場合、契約が IFRS 第 9 号 2.4 項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうか（その場合、PPA は IFRS 第 9 号に基づくデリバティブではなく未履行契約として会計処理される）の評価を含む、フィジカル PPA の適切な会計処理の評価は複雑になる可能性がある。PPA をどのように会計処理するかの評価では、例えば、買手が売却する電力の頻度又は量が自己使用の要求事項を満たさないかどうかを判断する際に、経営者が重大な判断を下すことが要求される場合がある。したがって、買手は、企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表で認識されている金額に最も重大な影響を与えているものに関する、IAS 第 1 号 122 項の開示要求を検討しなければならない。さらに買手は、PPA の主要な条件（例えば、価格、期間及び契約電力量）と、契約を締結する企業の目的を開示することを検討しなければならない。

また企業は、発電量ごとの契約の固定価格と定期的な決済日における電力のスポット市場価格との差額を反映した金額で、定期的に現金で純額決済するバーチャル電力購入契約（VPPA）を締結する場合もある。通常の VPPA では、フィジカル PPA と同様に、買手は特定の数の REC を受領する。

フィジカル PPA と同様に、VPPA が IFRS 第 9 号 2.4 項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうかの評価が要求される。しかし、VPPA では、契約に基づいて引き渡されるのは REC のみであり、その結果、「自己使用」の評価は REC にのみに関連する。電力価格にリンクする変動価格要素は、密接に関連していない組込デリバティブを表す。REC の購入が「自己使用」の要求事項を満たし、未履行契約として会計処理される場合、密接に関連していない組込デリバティブは、純損益を通じて公正価値（FVTPL）で別個に会計処理される。理論的には、密接に関連していない組込デリバティブをスポット・レートによる可能性の非常に高い電力の購入のヘッジ手段として利用するヘッジ関係を確立できるかもしれないが、実務上、契約の量（想定元本）の変動性により、達成される可能性は低い。

2024 年 12 月、IASB は、再生可能電力を購入し引渡しを受ける一定の契約に適用される IFRS 第 9 号における自己使用及びヘッジ会計の要求事項を修正する「自然依存電力を参照する契約」を公表した。— [主な新たな会計上の要求事項](#)を参照。

## 不確実性と財務報告

### 不確実性のある時代における開示

不確実のある時代に報告する際、財務諸表の利用者に、不確実性が企業の財政状態及び財務業績に与える影響を理解できるようにする、関連性がある企業固有の情報を提供することが特に重要である。これには、企業が不確実性の影響にどのように対処したか、また財務情報を作成する際に行われた主要な仮定及び判断に不確実性をどのように組み込んだかについての適切な洞察が含まれる（以下を参照）。

この情報を開示する際に、企業は、例えば「地政学的な不確実性」への一般的な言及を避け、代わりに、それらに影響を与える実際の進展及び事象、判断及び仮定について具体的に説明しなければならない。また、企業は、見積り及び測定に使用されるリスク及び仮定、及び年次報告書の他の場所に含まれる情報に一貫性を確保する必要がある。

さらに、IFRS 会計基準の具体的な開示要求を準拠することに加えて、IAS 第 1 号 31 項により要求されるように、財務諸表の利用者が、特定の取引、その他の事象及び条件が企業の財政状態及び財務業績に与える影響を理解できるようにする必要がある場合、企業は追加の開示を提供すべきかどうかを検討しなければならない。これには、関連性があるすべての事実と状況の判断及び考慮が要求される。

財務諸表の公表が承認される前に実施される「一歩下がった (stand back) 」の評価により、財務諸表に開示された情報をより広い視点から総合的に検討することが可能になる。

#### 重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示

企業の特定の状況に応じて、本ニュースレターで解説している領域の多くは、IAS 第 1 号 122 項から 133 項によって開示が要求される可能性がある、項目又は取引の特性、又はその測定に関する見積りの不確実性の発生要因に対する重大な判断が生じる可能性がある。

合理的に考え得る結果の範囲に基づく感応度分析を含む、主要な仮定について提供する開示は、報告日における状況を反映しなければならない。主要な仮定又はそれらの仮定に対する合理的に考え得る変化の範囲が、修正を要しない後発事象の結果として重大な影響を受ける場合、財務上の影響の見積りを含む、当該変化に関する情報を別個に提供しなければならない。

見積りの不確実性に関しては、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正の重大なリスクがある（したがって IAS 第 1 号 125 項に基づく開示が要求される）見積りと、より長い期間にわたって資産及び負債に影響を及ぼす可能性のある（したがって、当該項の範囲に含まれないが、別個に開示することが有用である可能性がある）見積りとを区別することも重要である。企業は、不確実性が翌事業年度中に解消されない場合であっても、当該期間内に仮定を修正することは、資産の帳簿価額への重要性がある修正についての重大なリスクを生じさせる可能性があることに留意すべきである。

見積りの不確実性の高品質の開示を行う上では、以下のことも重要である。

- 重要性がある修正のリスクがある特定の量を定量化する。
- 利用者が経営者の最も困難、主観的又は複雑な判断を理解できるようにするために、仮定及び／又は不確実性の説明に十分な粒度を提供する。（これは、提供する情報が企業固有であることを要求する。）
- 他の見積りの開示及び関連する感応度を、重大な見積りと明確に区別し、それらの関連性を説明する。
- 重大な見積り（本ニュースレターで解説されている経済的要因により、前報告期間よりも広範になる可能性がある）について、意味のある感応度及び／又は合理的に考え得る結果の範囲を提供する。これらは、特定の IFRS 会計基準で要求されるものに限定するべきではない。
- 投資家はその影響を完全に理解するためにこの情報を必要とする場合、重大な見積りの基礎となる仮定を定量化する。
- 不確実性が未解決のままである場合、過去の仮定の変更を説明する。

最後に、重要性がある会計方針の開示は、企業固有のもの、すなわち、企業が適用する会計方針及び評価方法を含めなければならない。

#### 継続企業

経済的圧力又は変化により、ビジネス・モデルが実行不可能になったり、必要な資金調達へのアクセスが制限されたりする可能性がある。このような状況では、報告日から少なくとも 12 か月間継続企業として存続できないかどうかを評価する必要がある。（一部の法域では、現地の規制によりこの期間が延長される場合がある）。この評価を行うにあたり、経営者は財務諸表の承認日までに入手可能なすべての情報を考慮に入れる必要がある。

企業が「継続企業」であるかどうかを評価するには、通常、次の要因を考慮することが要求される。

- 予測される業績が、企業の利用可能な借入枠に対して適切なレベルのヘッドルーム及び関連性があるローンの特約条項の遵守につながるかどうか。
- 予測可能な将来に対して十分なコミットされた借入枠の利用可能性、及び貸手がこの資金を提供できないという兆候があるかどうか。

経営者は、新たな世界貿易の圧力及び他のマクロ経済及び地政学的な不確実性が企業の特定の状況、特に既存及び新規の資金調達ファシリティへのアクセスを含む現在及び潜在的なキャッシュのリソース、ファクタリング及びリバース・ファクタリング契約に与える影響を考慮しなければならない。そのようなファシリティ及び契約へのアクセス及び使用は開示しなければならない。

経営者が、企業が継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせるような重要性がある不確実性を発見した場合には、IAS 第 1 号 25 項は、企業が財務諸表においてそれらの重要性がある不確実性を開示することを要求している。開示は例えば、不確実性がいつどのように具体化するか、及びそれが企業の資源、営業、流動性、及び支払能力に与える影響を説明するなど、企業自身の状況に固有のものでなければならない。企業が継続企業であるかどうかを判断する際に使用する仮定は、財務諸表の他の領域で使用する情報（例えば、流動性リスク管理の開示、非金融資産の減損、繰延税金資産の認識）と整合していなければならない。現在の不確実性を考慮すると、企業は、とりわけ、現在及び予想される収益性に関連する幅広い要因を考慮する必要がある。

ある企業が、計画した軽減策の実行可能性及び有効性を含むすべての関連性がある情報を考慮した上で、IAS 第 1 号 25 項に基づく開示が要求される継続企業としての存続能力について実質的な疑義を生じさせる重要性がある不確実性がないと結論づける場合がある。しかし、現在の環境では、その結論に達するには、考慮すべき結果の範囲及びそれらの結果に割り当てられた確率について重大な判断が必要になる場合がある。さらに、起こり得る結果の範囲及びそれが企業の将来の営業に与える影響は広範囲にわたる可能性があり、起こりうる結果を多かれ少なかれ加重すると、重要性がある不確実性の存在に関する企業の結論に違いが生じる可能性がある。

2014 年 7 月の IFRIC アップデートで示されたように、企業が継続企業として存続する能力について重要性がある不確実性がないと結論付けたが、この結論に達するのに重大な判断を要する場合、重大な判断の開示が要求される。このような開示は、財務諸表の利用者に、流動性、実行可能性及び支払能力に対する圧力を理解するための十分な情報を提供するために重要である。

IASB は、2021 年に継続企業の評価及び関連する開示要求に関する教育的資料を公表し、2025 年に更新した。このガイダンスは、デロイトの [IGAAP in Focus「IFRS 財団は、継続企業の評価に関連する IFRS 会計基準の要求事項に関する教育的資料を更新」](#)に要約されている。

## 非金融資産の減損

### IAS 第 36 号の要求事項の対象である資産

IAS 第 36 号の要求事項の対象となる資産の範囲は、広範囲にわたる。これには、有形固定資産（取得原価又は再評価額で計上）、無形資産（取得原価又は再評価額で計上）、のれん、使用权資産（取得原価で計上した場合）、投資不動産（取得原価で計上した場合）、及び持分法を使用して計上された関連会社及び共同支配企業に対する投資が含まれる。企業の個別の財務諸表では、（IFRS 第 9 号に従って会計処理されたものを除く）子会社、関連会社、及び共同支配企業に対する投資も IAS 第 36 号の要求事項の対象となる。

特定の資産（のれんを含む）について年次の減損テストを実施する要求事項に加え、IAS 第 36 号は、各報告期間の末日（期中報告日を含む）に、（IAS 第 36 号の適用範囲に含まれる）資産が減損する可能性があることを示す兆候があるかどうかを評価することを、企業に要求している。本基準は、資産が減損している可能性があるかどうかを評価する際に、企業が考慮する必要がある内部及び外部の兆候を定めている。これらの兆候は、網羅的なリストを意図したものではない。企業は、現在のマクロ経済環境や地政学的な環境が自社の事業に与える影響など、自社の事実と状況を考慮し、報告日に減損テストを実施すべきかどうかを評価する必要がある。新しい関税又は関税の引上げ又は地政学的緊張、及びそれらが販売、供給コスト及び事業の再編などの項目に与える影響は、資産が減損している可能性があるという兆候を引き起こす可能性がある。それで減損損失が認識された場合、それにつながった事実と状況は開示しなければならない。

企業は、非金融資産の回収可能価額を見積る際に、割引キャッシュ・フローにしばしば依存する。キャッシュ・フローの予測、成長率及び割引率を慎重に検討することは、減損の計算の裏付け可能性及び合理性の観点から重要である。

予測キャッシュ・フローは、報告日時点で存在していた条件について合理的に知り得たことに基づくべきである（重要なのは、使用価値の計算の場合、報告日に企業がまだコミットしていなかったリスクチャリングの影響を除外することである）。したがって、企業は、報告日における新しい関税又は既存の関税の変更（例：税率の増減、適用の延期）によって、主要なインプット（例えば、販売価格及び数量、売上総利益率）が直接的及び間接的にどのように影響を受けるかを合理的に見込み得るかを検討しなければならない。報告日に制定されている関税に加えて、報告日におけるキャッシュ・フローの予想される変動が合理的で裏付け可能な仮定に基づいている場合、報告日にまだ制定されていない関税を企業が反映することも適切である可能性がある。報告日後の新しい関税又は既存の関税の変更の発表の影響についての解説は、**後発事象**を参照いただきたい。

起こり得る結果の範囲によっては、以下で詳しく解説するように、将来のキャッシュ・フロー及び回収可能価額の経営者の最善の見積りを達成するために、複数のシナリオ及び確率加重の期待アプローチを使用することが適切な可能性がある。減損分析において将来のキャッシュ・フローに関する不確実性を織り込むことには、重大な判断が要求される。関連性がある場合、企業は、関税の予想される直接的及び間接的な影響が減損分析にどのように反映されているかについて、明確な開示を提供しなければならない。

使用する割引率は、市場参加者が同様のリスクの投資に期待するレートの推定値である。このような不確実性のある時代には、経営者は、資産（又は資金生成単位（CGU））の回収可能価額を見積るために必要な予算及び予測を作成する際に重大な課題に直面する可能性がある。経営者は、期待キャッシュ・フロー・アプローチを使用することが、回収可能価額の見積りにおける不確実性の複数の側面を反映する最も効果的な手段であると判断する場合がある。このアプローチは、単一の期待される結果ではなく、可能性のあるキャッシュ・フローに関するすべての期待を反映している。期待キャッシュ・フローのアプローチは、将来キャッシュ・フローの推定値に確率を割り当てることに大きく依存するが、それでも、インプットに関するそのような判断は、より恣意的であり、調整の量を裏付ける証拠となる根拠がない割引率に「不確実性」のリスク・プレミアムを追加するよりも、より透明性が高く、基礎となる商業的期待により容易に結びつく可能性がある。企業は、二重計上又は省略を避けるために、キャッシュ・フローの見積り及び適切な割引率の選択に整合した仮定が使用されていることを確認しなければならない。割引率及びキャッシュ・フローに使用される仮定は、特定の計算の中で内部的に整合し、また異なる目的で実行される計算間でも整合していなければならない。

のれん又は耐用年数が確定できない無形資産が CGU に含まれる場合、IAS 第 36 号は、CGU の回収可能額を測定するために使用した主要な仮定に関する情報の開示を要求しており、これには、各主要な仮定に割り当てた値を算定するために使用するアプローチ、及びそれらが過去の経験又は外部情報源を反映しているか（又は異なるか）が含まれる。さらに、新たな進展又は不確実性は、主要な仮定についての合理的に考え得る変更により、CGU の帳簿価額が回収可能額を上回ることとなり、IAS 第 36 号 134 項(f)に基づく開示が必要になる可能性があるかどうかの評価に影響を与える可能性がある。

上記に加えて、減損テストの実施に用いる主要な仮定は、重大な見積りの不確実性の発生要因となる可能性が高く、したがって、IAS 第 36 号が要求する情報は、IAS 第 1 号 125 項から 133 項が要求する情報（のれんの減損テストに関して要求されるもの以外の感応度分析のように）によって補足する必要があるかもしれない。

デロイトの [A Closer Look「IAS 第 36 号非金融資産の減損 – リマインダーとホット・トピック」](#)は、IAS 第 36 号の適用に関する一般的な質問に回答し、潜在的な落とし穴に対処し、本基準の特定の主要な要求事項をリマインドしている。

#### 棚卸資産の評価

関税のような輸入税は、関連する棚卸資産の原価に反映しなければならない。

IAS 第 2 号「棚卸資産」を適用して、棚卸資産は、その原価と正味実現可能価額（NRV）のいずれか低い方の金額で測定される。NRV は、「通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除した額」と定義される企業固有の測定値である。不確実性のある経済環境では、NRV の計算はより難しくなり、より詳細な方法又は仮定が要求される可能性がある。新しい関税又は関税の引上げの結果として、棚卸資産項目の NRV は、仕掛品の作業を完了するための原価の見積額の増加、又は顧客への価格を引き上げることができないことを含め、多くの理由でその原価を下回る可能性がある。IAS 第 2 号は、棚卸資産の評価減、又は以前の評価減の戻入れの開示も要求している。

さらに、サプライチェーンの混乱が正常生産能力で生産設備を運転する能力に影響を与える場合、製造業の企業は、固定製造間接費の吸収のための実務を再評価しなければならない可能性がある。IAS 第 2 号は、変動製造間接費は、生産設備の実際使用量に基づいて各生産単位に配賦することを要求している。また、生産設備の正常生産能力に基づいて、各生産単位に固定製造間接費を配賦することを要求しており、生産水準が異常に低い又は遊休設備のために配賦しなかった固定製造間接費は、発生したときに費用として認識される。

#### 金融リスクの開示

##### 金利、為替及びインフレ・リスク

前述のように、現在の世界貿易及び地政学的状況は、インフレ、外国為替レートの変動及び借入金利の上昇のような、マクロ経済の不確実性の一因となっている。

関連性がある場合、企業は、マクロ経済環境の変化が金融リスク・エクスポージャーにどのように影響するか（特定のローン・コミットメントのような、財政状態計算書で認識されていない一部の金融商品から生じるエクスポージャーを含む）、及びこれらのリスクをどのように管理するかを説明することが期待されている。

例えば、変動金利の金融負債により金利リスクに晒されている企業は、合理的に可能性のある金利の変動によって純損益及び資本にどのような影響があるかを示す感応度分析を提供する必要がある。企業は、適切な場合には、合理的に可能性のある金利の変動の範囲が、最近の金利の変動を反映していることを確保しなければならない。異なるクラスの金融商品に対して別個の感応度分析を提供することが適切な場合がある。

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」40 項(c)で要求されているように、企業が感応度分析の作成に使用する手法及び／又は仮定を変更する場合（例えば、マクロ経済環境の変化に対応して）、当該変更は変更の理由とともに開示される必要がある。

同様に、ボラティリティの高い市場は、リスクの集中度を高める可能性がある。例えば、その借手が借換リスクに晒されている金融機関の場合である。企業は、リスク・エクスポージャーの増加に関して追加情報を開示しなければならないかどうかを検討しなければならない。

### 流動性リスク

企業の流動性リスクを財務諸表の利用者が理解することに役立つように、IFRS 第 7 号は、金融負債の契約上の満期を表形式で開示することを要求しており、重要なことに、流動性リスクをどのように管理しているかの説明を要求している。IFRS 第 7 号 B11D 項は、満期分析に割引前の契約キャッシュ・フローを反映させ、元本と利息の両方の支払いを含めることを要求している。

企業がサプライヤーに支払うはずだった時期よりも遅い時期に金融機関に支払うオプションを通じて流動性リスクを管理する、サプライヤー・ファイナンス契約によって提供される延長したファイナンスの条件に依存する企業は、当該契約の影響が適切に開示されていることを確認しなければならない。IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」44F 項は、サプライヤー・ファイナンス契約が企業の負債及びキャッシュ・フローに及ぼす影響、並びに流動性リスクへのエクスポージャーを、財務諸表の利用者が評価できるようにする情報の開示を要求している。（例えば、契約条件、財務諸表への影響。）実際、金融機関が当該契約を撤回した場合、特に企業がすでに財政難に陥っている場合、企業の負債を決済する能力に悪影響を与える可能性がある。同様の考慮事項は、売掛金を上回るファクタリング契約への依存に関しても関連性がある場合がある。

激動の市場環境では、価格の急速かつ大幅な変動により、マージン・コールが発動される可能性が高くなる。関連性がある場合、企業は流動性リスク管理の一環として、当該リスクの影響を説明しなければならない。

また、インフレ率と金利の上昇は、融資契約に含まれる特約条項（covenants）を遵守する企業の能力に影響を与える可能性がある。この場合、企業は、非流動に分類されている負債が報告期間後 12 か月以内に返済すべきものとなる可能性があるというリスクを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示する IAS 第 1 号 76ZA 項の要求事項を検討しなければならない。

### 公正価値測定及び開示

現在の地政学的及びマクロ経済状況では、公正価値は不確実性のレベルが高まる可能性があり、また、報告日における公正価値の決定には注意が要求される。

IAS 第 10 号「後発事象」では、修正を要しない後発事象の例として、報告日から財務諸表承認日までの投資の公正価値の下落を挙げている。このような下落は、通常、報告日における投資の状況を反映するのではなく、報告期間後に発生した状況に起因する。そのため、企業は報告日時点において財務諸表で認識されている（又は開示されている）金額を調整しないが、この日以後の公正価値の変動について追加の開示が要求される場合がある。市場価格が容易に確認できる相場のある投資の場合、報告日での公正価値とその価値のその後の変動を区別するのは簡単である。しかし、相場のない投資についてはそうではない可能性があり、公正価値の測定及び開示は、報告日時点のマクロ経済状況（不確実性を含む）、及び市場参加者が当該投資の価格付けに使用するであろう要因を反映することが重要である。さらに、企業は、以前に使用した方法又は仮定を変更することが要求される場合がある。

例えば、これまで比較可能な取引に基づいて投資不動産の公正価値を決定していた企業は、不動産市場の活動が低下しているため、関連性のあるデータが限定されていることに気付く可能性がある。その結果、企業は、比較可能な取引アプローチを使用して見積もった公正価値が、その状況における価値の合理的な範囲内にあることを確認するために、追加の評価方法を適用する必要がある場合がある。使用した評価技法及び仮定について、明確で企業固有の情報を提供しなければならない。また、企業は、（評価技法の変更及び公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替のような）評価測定の重大な変更、及び当該変更の理由を説明する、IFRS 第 13 号「公正価値測定」91 項の要求事項を考慮する必要がある。さらに、企業は、還元利回り（capitalisation rate）及び／

又は収益率（rate of return）のようなすべての主要なインプットの開示に注意し、開示がIFRS第13号の開示目的に準拠していることを確認する必要がある。

IFRS第13号の開示要求は、開示目的でのみ実施される公正価値測定にまで拡大することを覚えておくことに価値がある。例えば、IFRS第7号25項は、償却原価で測定された金融資産及び金融負債の公正価値を開示することを企業に要求している（帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合を除く）。IFRS第13号で要求される開示には、公正価値ヒエラルキーのレベル、公正価値ヒエラルキーのレベル2及び3に含まれる金融商品の公正価値測定の評価技法及びインプットの説明が含まれる。上記のように、公正価値測定技法の重大な変更及びその理由を説明しなければならない。さらに、金利が上昇する環境下では、金融商品（特に固定金利の債券）の帳簿価額が公正価値に近似しているという結論は、もはや適切ではない可能性がある。

最後に、IFRS第13号93項は、企業が定期的に公正価値で測定される金融資産及び金融負債のレベル3公正価値測定に関して、追加情報を提供することを要求している。この情報には、観測可能でないインプットの1つ以上を合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合の定量的情報、当該変更の影響、及び当該変更の影響をどのように計算したかが含まれる。不確実性の状況では、合理的に考え得る代替的な仮定の範囲は広くなる可能性がある。感応度の開示は、企業の財務諸表の利用者に意味のある情報を提供するために、十分に詳細でなければならない。

### IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

関税は財を輸入する購入者に課せられるコストであるが、IFRS第15号の適用にあたり、企業（売手）が顧客との契約をどのように会計処理するかについて多くの経路で影響を与える可能性がある。

関税の直接的及び間接的な影響の結果として、企業は、一定の期間にわたり充足される履行義務を履行する際に、より高いコストを負担することが見込まれる場合がある。企業が現在までに生じたコストを、履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定するためのインプット法として使用している場合、状況の変化に応じて進捗度の測定値を更新しなければならない。報告日時点で完成までのコストを見積る際には、企業は関税の予想される影響（例えば、予想される新しい関税、既存の関税の引上げ又は引下げ、又はそれらの一時的な停止。報告日後の新しい関税又は既存の関税の変更の発表の影響についての解説は、**後発事象**を参照いただきたい。）を考慮に入れなければならない。完成までの見積りコストが増加することにより、完成率及び認識した収益の累積額の両方が減少する可能性があり、これは見積りの変更として会計処理し、重要性がある場合、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の39項を適用して開示する。

顧客との契約の中には、コストの増加（例えば、関税の引上げの結果として）が顧客への価格設定に自動的に反映する価格調整条項が含まれている場合がある。このような価格調整条項は、IFRS第15号に記載されているように、変動対価として会計処理される。しかし、契約にコストの変動に対応するメカニズムが含まれていない場合、顧客が支払うべき価格の潜在的な上昇の影響は、契約が変更されるまで取引価格に反映されず、契約が変更された時点でその影響を契約変更として会計処理しなければならない。

売上税とは異なり、価格調整を通じて顧客に転嫁される仕入先に課せられる関税（既存の契約条件又はその再交渉の結果にかかわらず）は、第三者のために回収する金額を構成しないため、そのような調整は（事実と状況に基づき、変動対価又は契約変更のいずれかとして）取引価格に反映しなければならない。

現在の地政学的及びマクロ経済の不確実性は、契約に基づいて支払うべき金額を支払う顧客の能力に影響を与える可能性がある。その結果、予想信用損失が影響を受ける可能性があり、企業は、顧客が支払いができない可能性が、顧客との契約が収益を認識するためのIFRS第15号の条件を満たしているという結論に影響を与える可能性があるかどうかを検討する必要があるかもしれない。このようなシナリオでは、状況に適切な変化が生じるまで、さらなる収益認識が妨げられる場合がある。また、企業は、契約の再交渉、譲歩の付与（例えば、輸入者である顧客と関税の負担を分担する）、又は契約の取消しを行う場合があり、これにより、企業は契約変更又は価格譲歩に関するIFRS第15号の要求事項を検討することが要求される。

該当する場合、企業は、顧客との契約から生じる収益の会計処理（例えば、契約変更の会計処理を評価する際）において行われた重大な判断及びこれらの判断の変更、重大な見積り（例えば、変動対価に関連して）を開示し、これらの財務諸表への影響を説明しなければならない。さらに、企業は、地政学的又はその他の不確実性により、収益の分解に関する開示を変更することが要求されるかどうかを検討する必要がある可能性がある。

最後に、契約に損失が予想される場合、企業は、IAS第37号に従って、不利な契約の引当金を認識すべきかどうかを評価する必要がある。

## 不利な契約の引当金

世界貿易の変化により、契約による義務を履行するための不可避的なコストが、受け取ると見込まれる便益を上回り、その結果不利な契約となる可能性がある。IAS 第 37 号は、不利な契約に関する引当金の認識を要求している。

報告日に締結されている契約で、不利な契約の引当金が必要となる可能性のあるものの例には、以下のようなものが含まれる。

- 関税の対象となる輸入品の購入契約
- 仕入先が負担するコストが増加した場合の自動価格調整を含む購入契約
- 収益契約（例えば、契約を履行するために必要なコストが関税の対象となる場合）

不利な契約に対して認識される引当金は、契約から解放されるための最小の正味コスト、すなわち、以下のうちいずれか低い方を反映しなければならない。

- 契約履行のコスト
- 契約不履行により発生する補償又は違約金

契約から解放されるための最小の正味コストを決定する際に、企業は、特定の特別な状況で違約金が生じることなく契約を終了することを認める契約条件（「不可抗力条項」）に注意を払わなければならない。輸入者が負担する関税が変更されたときに制定できるような不可抗力条項が契約に含まれている場合、企業はさらなる義務を回避できるため、契約は不利ではない可能性がある。

IAS 第 37 号は、「その法律がほぼ確実に制定されるという十分な客観的証拠が存在する場合には、新しい法律の可能性の影響を既存の義務の測定の際に考慮に入れる。」ことを要求している。本基準は、「多くの場合、十分に客観的な証拠は、新しい法律が制定されるまでは存在しない。」ことに留意している。したがって、企業は通常、報告日に制定されている関税に基づいて、契約が不利であるかどうかを評価し、契約が不利である場合には、不利な契約の引当金を測定しなければならない。不利な契約の引当金の評価及び測定に使用する他のインプットが見込まれる金額（例えば、契約に基づき「受け取ると見込まれる便益」が、販売価格又は量の見込まれる変更をどの程度反映しているか）をどの程度反映すべきかを評価するには、判断が要求される。

## リストラクチャリング引当金

地政学的及び経済の不確実性に直面している企業は、さまざまな形態のリストラクチャリング（事業の売却、事業の閉鎖又は移転など）に関与することがあるかもしれない。IAS 第 37 号は、厳格な規準を満たす場合、かつその場合にのみ、リストラクチャリングのコストの引当金を要求している。

## 金融商品

### 予想信用損失

IFRS 第 9 号を適用して、予想信用損失（ECL）は、営業債権、負債性金融商品、リース債権、契約資産、引受ローン・コミットメント及び金融保証から生じるキャッシュ不足の現在の確率加重計算を反映している。ECL の見積りでは、現在の地政学的及び経済環境が借手の返済能力に与える影響、特にインフレ、金利上昇、新しい関税又は関税の引上げ、企業の収益性の低下及び家計所得の減少から生じる影響を考慮しなければならない。信用スプレッドの一般的な拡大は、エクスポージャーが 12 か月 ECL から全期間 ECL に移行する可能性を高めることにつながる。これは、現在の不確実性のあるマクロ経済環境及び地政学的環境が、エクスポージャーが最初に認識された時点の信用リスクと比較して、信用リスクの著しい増大を招いた可能性があるという事実を反映している。これは、特定のセクター及び地域へのエクスポージャーが、インフレ率及び金利及び外国為替レートが他のセクターに比べて不均衡な負担を強いられることを反映して、より集中する可能性がある。

報告日後の新しい関税又は既存の関税の変更の発表の影響についての解説は、**後発事象**も参照いただきたい。

### ヘッジ会計

取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係のヘッジ対象として指定されている場合、企業は、その取引が「可能性の非常に高い予定取引」であるかどうか、そうでない場合は、いまだ発生することが見込まれるかどうかを検討する必要がある。そのため、現在の地政学的及び経済環境は、ヘッジ会計を適用する企業の能力

に影響を与える場合がある。例えば、金利上昇の結果として発生することがもはや見込まれない将来の債務の発行をヘッジするために金利スワップを使用する場合がある。

企業が、予定取引の可能性がもはや非常に高くはないが、発生がまだ見込まれると判定する場合、企業は、将来に向かってヘッジ会計を中止しなければならない。その他の包括利益にこれまで認識された利得又は損失は、予定取引が発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に留保される。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、企業は、ヘッジ手段に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金で認識された利得又は損失の累計額を直ちに純損益に振り替えなければならない。

さらに、信用リスクの増大により、ヘッジ手段とヘッジ対象の間の経済的関係から生じる価値変動に信用リスクの影響が著しく優越する場合、ヘッジ関係が、ヘッジ有効性の評価を満たさなくなる可能性がある。そのため、企業は、例えば、現在の環境を理由に相手方のデフォルト・リスクが高まることが、ヘッジ会計の中止につながるかどうかを評価する必要がある。

関連性がある場合、企業は、報告期間中及び報告期間の末日のヘッジ関係の有効性に関する詳細な開示、及び中止したヘッジ関係に関する情報を提供することを検討する必要がある。

### 財務諸表における気候関連リスク

しばらくの間、規制当局は、企業が直面する主要なリスクと不確実性の説明とともに、企業の事業の業績及び財政状態の進展、バランスのとれた包括的な分析を提供する際に、気候関連事項とその影響に特に注意を払うよう企業に求めてきた。

財務諸表の情報と年次報告書の他の場所で提供される情報との間のつながり（connectivity）を達成することで、企業は財務業績及び財政状態の包括的かつ統合された見通しを提供することができる。気候関連事項の文脈では、つながりは、財務諸表の利用者が気候変動から生じる企業のリスクと機会をよりよく理解するのに役立つ。また、企業がグリーンウォッシングと認識されるリスクを低減することにも役立つ。

欧州証券市場監督局(ESMA)は 2023 年 10 月に「[The Heat is On: Disclosures of Climate-Related Matters in the Financial Statements](#)」と題するレポートを公表した。このレポートでは、年次財務報告書の中でつながりを識別するために使用される 4 つのハイレベルの原則を解説している。

1. 一貫性（Consistency and coherence）：仮定が、年次財務報告書の異なる構成要素の中で、また構成要素間で一貫しているように見えるか？
2. 補完性：年次財務報告書の非財務セクションに含まれる情報と財務諸表の間に補完性があるか？
3. 相互参照：年次財務報告書の異なる構成要素内及び構成要素間のリンクはあるか？
4. 繰返しの回避：情報は具体的で財務諸表の理解に有用であるか、それとも単に年次財務報告書の非財務セクションの内容を繰り返すだけであるか？

また、ESMA のレポートは、企業が財務諸表における気候関連事項に関して、より関連性があり透明性の高い情報をどのように提供するかについて、執行機関の見解を示している。特に、本レポートでは、ESMA の一般的な執行優先事項と一貫する気候関連開示の例を提供している。本レポートは欧州の発行企業を対象としているが、取り扱っているテーマは他の法域の企業にも関心を寄せている。

2025 年 11 月、IASB は、「財務諸表における不確実性に関する開示」を公表し、企業が財務諸表における不確実性の影響を報告するために、IFRS 会計基準の要求事項をどのように適用するかを例示する、6 つの設例を IFRS 会計基準に追加した。これらの設例は主に気候関連の不確実性に焦点を当てているが、示されている原則及び要求事項は他のタイプの不確実性にも同様に適用される。

特に、これらの設例は、気候又は他のリスクから生じる財務諸表への重要性がある影響がないこと自体が（IFRS 会計基準で具体的に要求されている範囲を超えて）開示及び説明が要求される可能性があることを強調している。特に、年次報告書の他の箇所に記載されている記述又は広範な業界の要因が、合理的な利用者に他の情報と財務諸表との間の重要性がある不整合に気づく結果となる可能性がある場合である。

しかし、財務諸表に付随する資料に将来の計画に関する情報が含まれていることは、必ずしも財務諸表に追加すべき重要性がある情報であることを意味するものではない。これらのシナリオに示された原則を適用するためには、とりわけ、潜在的なリスクの重要性について慎重に判断する必要がある。

デロイトの [iGAAP in Focus「IASB は、財務諸表における気候関連シナリオを用いた不確実性の開示についての設例を公表」](#) では、これらの設例をさらに解説している。

### 情報の一貫性

企業は、年次報告書の他の箇所でも気候関連事項に重点が置かれている程度が、財務諸表に適用された判断及び見積りに気候関連事項がどのように反映されているかの一貫しているかどうかを検討しなければならない。財務報告の目的で使用される予測は、報告日における企業の戦略計画及び計画された行動を反映し、報告日における最良の見積りに基づかなければならない（例えば、短期又は中期の行動が、年次報告書に反映されている記載された長期的な脱炭素化コミットメントを達成するために必要な場合）。特に、温室効果ガスの排出削減及び脱炭素化計画のような、気候関連コミットメント及び目標に焦点を当てなければならない。関連性がある場合、企業は財務諸表において、計画された投資及び移行計画の時期及び財務上の影響を開示しなければならない。企業の気候関連計画の議論に短期的なコミットメントと長期的な計画及び願望の両方が含まれる場合、これらを互いに区別し、どの確定コミットメントを企業の予算及び会計上の仮定に組み込むかを明確にすることが重要である。

気候関連事項に重要性がある場合、IFRS 会計基準が当該事項に明示的に言及していなくても、財務諸表の作成において考慮されることが期待される。投資家又は規制当局は<sup>1</sup>、気候関連事項が、財務諸表にどのように影響するか、どの程度影響するか（又は影響しないか）についての説明なしに、（例えば、減損テストで）検討されたことを記述する定型的な開示（boilerplate disclosures）に満足すると仮定することはできない。例えば、投資家は、財務報告に使用される企業の予測がパリ協定の目標と一致しているかどうかを理解することを望んでいる。<sup>2</sup>異なる気候変動の軌道の下で可能性のあるシナリオ及び可能な結果の範囲は複数ある。企業は、使用する仮定を明確にし、感応度分析をより有効に使用することが重要である。

該当する場合、企業は、（感応度分析を含む）減損テスト又は認識された引当金において使用した仮定と、気候関連のコミットメント、計画及び／又は戦略との間のずれを説明しなければならない。例えば、このようなずれは、企業の気候関連コミットメントが、IAS 第 37 号を適用して推定的義務を生じさせず、関連する引当金が認識されていない場合に生じる可能性がある。

### 非金融資産の減損

気候関連リスク（物理的リスク又は移行リスク）に対するエクスポージャーは、減損の兆候である可能性がある又は資産又は資産グループの回収可能価額を算定する際に使用する見積キャッシュ・フローに影響を与える可能性がある。気候関連リスクが予測キャッシュ・フロー又は割引率に与える影響は、IAS 第 36 号に基づく開示が要求される重要な仮定となる可能性があるが、その場合、主要な仮定及びその予測が企業の将来のキャッシュ・フローに与える影響についての説明を提供しなければならない。

例えば、減損テストの実施に用いるインプットが気候関連事項と関連し、重要な仮定として識別された場合、企業は、使用した定量化された仮定の開示（例えば、アウトプットの価格設定を通じて炭素コストを回収する企業の予想される能力、又は特定の資産の置換えの時期及び金額を含むカーボン・プライシング）、及びそのような定量化の基礎又は情報源（外部証拠に、より大きくウェイト付けしなければならないことに留意する）、関連性がある場合には、感応度分析を考慮しなければならない。

同様に、気候関連事項が、資産の回収可能価額の見積りに用いた事業計画の仮定、事業計画を超えて考慮した期間及び（割引率及び成長率のような）使用した財務上の仮定に影響を与える場合にも開示が要求される場合がある。

<sup>1</sup> 例えば、2023 年 3 月に ESMA によって公表された [最近の報告「第 27 回\\_EECS の施行データベースからの抜粋」](#)（項目 VII 及び VIII）を参照

<sup>2</sup> デロイトの [A Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポートに対する投資家の需要」](#) が、より詳細に解説している。

さらに、IAS 第 36 号は、CGU の使用価値が CGU の資産から生じると見込まれる便益の現在のレベルを維持するために必要なキャッシュ・アウトフローを含めるが、資産の拡張に関連するキャッシュ・アウトフローは除外することを要求している。場合によっては、この 2 つを区別することは（例えば、脱炭素化計画の一環として）容易ではなく、開示すべき重要な仮定を表す場合がある。

#### 財務諸表の他の分野

また企業は、気候関連事項が財務諸表に与える影響を評価する際に、以下の特定のトピックを考慮する必要がある場合がある。

- 企業が、気候関連事項が事業及び／又は資産及び負債の測定に重要性がある財務上の影響を与えるとは見込まれないと結論付けた場合、規制当局は、特にエクスポージャーの高いセクターで事業を行っている場合、実施した評価、行った判断及びそのような結論に達するために使用した期間を開示することを期待している。当該開示は、企業の具体的な状況に合わせて調整しなければならない。
- 法的に要求される又は任意で炭素排出量を相殺することを決定した企業は、その結果としての財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える影響について、関連する財務諸表の表示科目を含む、適切な開示が行われることを確認しなければならない。これには、例えば、関連する財務諸表項目（例えば、温室効果ガス（GHG）排出枠又はカーボン・オフセットの資産及び／又は排出量引当金）の認識、測定及び表示に使用する会計方針、企業が参加するスキームの主要な条件と性質（スキームが強制か又は任意かを含む）、及び取得した、所有する、負っている、消費した又は売却した炭素排出枠又は再生可能エネルギー証書の数量が含まれる。

2024 年 10 月、ESMA は、カーボン・プライシング・プログラムに関連する財務諸表の考慮事項に関する企業の意識を高めることを目的とした公表文書「[Clearing the Smog: 財務諸表における炭素排出枠](#)」を公表した。

本文書は、企業が参加した、又は参加する予定のカーボン・プライシング・プログラムの契約上の特徴、及び企業（そのインダストリー又はセクター）が従う可能性のあるその他の要求事項又は規制を慎重に分析するよう企業に促している。契約上の特徴及び商品が異なることにより、会計処理も異なる場合がある。検討すべき論点には以下が含まれる。

- カーボン・プライシング・プログラムは、IFRS 会計基準における資産の定義を満たす権利を生じさせるか？ その場合、資産の性質、認識の時期及び測定はどうか？
  - 企業は炭素排出枠を取得する義務を有するか？ その場合、負債はいつ認識しなければならず、どのように測定しなければならないか？
  - カーボン・プライシング・プログラムが生み出す収益又は費用の項目の性質は何か、また、これらの金額はどの時点で認識しなければならないか？
  - カーボン・プライシング・プログラムに関連するキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書においてどのように分類しなければならないか？
  - 財務情報の利用者がカーボン・プライシング・プログラムの影響を理解するためには、どのような開示が必要か？
- グリーン・ファイナンス（例えば、ESG インデックス・ローンの発行）を行う金融機関は、財務諸表の利用者が影響を理解し、これらの金融商品に関連する特定のリスクの性質及び程度を評価するために必要な情報の開示を検討する必要がある（例えば、金融商品の主要な特性、帳簿価額、満期、環境規準、それらの金融商品に関連する特定のリスク、キャッシュ・フローへの影響及び感応度、及びこれらのリスクをどのように管理しているか）。また、企業の会計方針の適用に重大な判断が伴う場合、例えば、ESG 連動金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び／又は元本残高に対する利息の支払であるかどうかを評価する場合にも、開示が要求される場合がある。

IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の最近の修正（[主な新たな会計上の要求事項](#)参照）により、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合的であるかどうかを企業がどのように評価するかに関する要求事項が変更された。これは、ESG にリンクする要素を有する金融資産にこれらの要求事項を適用することを支援することを目的としており、そのような金融商品が償却原価で測定される可能性が高まる。

さらに、気候関連リスクは、金融機関が顧客に提供する金融商品の信用リスク・エクスポージャーに影響を与える可能性があり、これは、金融商品から生じる信用リスクについて IFRS 第 7 号 35A 項から 36 項で要求される開示を行う際に考慮する必要があるかもしれない。

デロイトの [A Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポーティングに対する投資家の需要」](#)は、気候に関する投資家の期待の背景と、どの要求事項が IFRS 財団の公表物である「[In Brief: IFRS 基準と気候関連の開示](#)」及び「[IASB の教育的資料「気候関連事項が財務諸表に与える影響」](#)」によって強調されているか、及びそれらの要求を実務においてどのように適用する可能性があるかについて提供している。

さらに、2024 年 4 月、IFRS 解釈指針委員会は、財務諸表における気候関連コミットメントの影響を評価するために実施すべき分析を説明するアジェンダ決定を公表した。

## サステナビリティ報告の動向

### 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

ISSB の目的は、資本市場のサステナビリティ情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準を開発することである。

現在までに、ISSB は、最初の 2 つの基準を公表している。IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」である。

- IFRS S1 号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を企業が開示するための全般的な要求事項を示している。
- IFRS S2 号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、気候関連リスク及び機会に関する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

両基準は、2024 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効し、作成者にサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を合わせるためのさらなる期間を認める実質的な移行の救済措置がある。基準は 2024 年 1 月 1 日に発効するが、法域が基準をアドプションしたときのみ強制適用されることになる。デロイトの「[法域ごとの IFRS サステナビリティ開示基準のアドプション](#)」は、ISSB 基準をアドプションした又はアドプションする過程にある法域の概要を提供している。

デロイトの [iGAAP in Focus サステナビリティ報告「ISSB が、最初の IFRS サステナビリティ開示基準を公表」](#)は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の主要な要求事項を解説している。さらに、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用する企業を支援するために利用可能である、ISSB スタッフによって開発された権威のない[教育的資料](#)がある。

2 つの基準の公表後に、

- 2025 年 12 月、ISSB は、「温室効果ガス排出の開示に対する修正」（IFRS S2 号の修正）を公表した。これには、追加的な救済措置を提供し、特定の温室効果ガス排出の開示要求からの既存の救済措置を明確化するための IFRS S2 号の修正が含まれている。[iGAAP in Focus サステナビリティ報告「ISSB は特定の温室効果ガス排出の開示要求に対する IFRS S2 号の修正を最終化」](#)では、本修正の詳細を説明している。
- 2026 年 3 月、ISSB は公開草案「『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する修正案」を公表し、包括的なレビューのために ISSB が優先的に検討してきた SASB スタンダードである、「農産物」、「食肉・家禽及び乳製品」及び「電気事業者及び発電事業者」の SASB スタンダードの修正を提案した。ISSB はまた、修正が提案されている 3 つの SASB スタンダードの気候関連の内容との整合性を維持するために、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の結果的修正を実施するかどうかについても協議している。ED のコメント募集期間は、2026 年 7 月 24 日までである。[iGAAP in Focus サステナビリティ報告「ISSB は 3 つの SASB スタンダードおよび『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』に対する修正を提案」](#)には、この提案の詳細が解説されている。

### 重大な域外への広がり有する法域の動向

*欧州連合の企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) 及び欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)*

CSRD は、投資家、市民社会、その他の利害関係者向けの企業のマネジメント・レポートのサステナビリティ報告を改善し、それによって欧州グリーンディール及び国連の持続可能な開発目標（SDGs）に沿った完全に持続可能で包括的な経済及び金融システムへの移行に貢献することを目的としている。

2022 年 12 月に EU 官報に掲載された CSRD は、ESRS に従って、その範囲に含まれる異なる種類の企業に対する開示義務の発効日を指定した。「Wave 1」企業は、2024 年 1 月 1 日以後開始する期間に、ESRS を適用することが要求された。

その後、2025 年 2 月に欧州委員会（EC）は、企業のサステナビリティ報告及びデューデリジェンス報告の負担を大幅に軽減することを目的としたいくつかの法案（「オムニバスパッケージ」）を公表した。

2025 年 4 月に「ストップ・ザ・クロック法案」が最終化された後（加盟国による法制化を条件とする）、「Wave 1」企業は、2025 年及び 2026 年の会計年度についても報告を継続する（ただし、一部についての報告義務を免除する加盟国のオプションが国内法に法制化された場合を除く）が、当初の CSRD に基づく既存の報告要求を適用することは要求されない。しかし、「Wave 1」企業は、2025 年 11 月に最終決定された「クイック・フィックス」修正により、2024 年に適用された報告レベルを 2025 年及び 2026 年についても維持することが認められている。

2026 年 2 月に法律の「コンテンツ案」部分が最終化された後（及び加盟国の法制化が条件）：

- EU の規制市場に上場している EU 企業又はグループ及び非 EU 企業は、事業年度中の純売上高が 4 億 5000 万ユーロ超で、平均従業員数が 1,000 人を超える場合に、CSRD の範囲に含まれ、2027 年会計年度から報告が要求される。

上記の閾値を満たさない「Wave 1」企業は、2027 会計年度から報告が要求されない。

- 4 億 5000 万ユーロ超の純売上高を EU 域内で計上する第三国企業の、EU を拠点とする子会社又は支店は、当該子会社又は支店が 2 億ユーロ超の売上高を計上する場合、2028 会計年度から、第三国の親会社のグループレベルでのサステナビリティ情報を公表し、アクセス可能にすることが要求される。

デロイトの [iGAAP in Focus 欧州サステナビリティ報告「特定の企業サステナビリティ報告及びデューデリジェンスの要求事項に関するオムニバスパッケージを最終化」](#)は、CSRD の他の変更、EU タクソニ規則及び企業のサステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）の変更を含む、オムニバスパッケージのコンテンツ案の最終化に関する詳細を解説している。

さらに、包括的提案には、2023 年 12 月に EU 官報に掲載された委任法を通じて公表された ESRS を改訂するというコミットメントが含まれていた。2025 年 3 月、EC は EFRAG に対し、ESRS の簡素化に関する技術的助言を提供することを要請し、2025 年 12 月、EFRAG は EC に技術的助言を提出した。デロイトの [iGAAP in Focus 欧州サステナビリティ報告「EFRAG が欧州サステナビリティ報告基準の改正案を欧州委員会に提出」](#)は、技術的助言についてさらに詳しく解説している。

2026 年 5 月、EC は技術的助言を検討の上、ESRS を修正することを提案する委任法案を公表した。IAS Plus の記事 [「EC が改正 ESRS に関する委任法案草案に関するフィードバックを求める」](#)は、技術的助言に対して EC が行った的を絞った修正を解説している。委任法案のコメント期間は、2026 年 6 月 3 日までである。

委任法の採択は 2026 年第 2 四半期に予定されている。修正 ESRS は、CSRD に基づくサステナビリティ報告要求の対象となるすべての企業に対し、2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用される。現行のサステナビリティ報告制度の下で 2026 事業年度のサステナビリティ報告要求の対象となる企業は、既存の ESRS を適用する代わりに、2026 事業年度について修正後 ESRS を適用することが認められている。

また EC は 2026 年 5 月、バリューチェーン上の企業向けのサステナビリティ報告に関する任意の基準案についてコンサルテーションを開始した。本基準の詳細は IAS Plus の記事 [「EC が任意のサステナビリティ報告基準についてのコンサルテーションを実施」](#)で紹介されている。コンサルテーションの期間は 2026 年 6 月 3 日までである。

### 「Wave 1」企業による報告

本セクションでは、当初の CSRD の下での既存の報告要求に基づく報告を継続する「Wave 1」企業に関連性がある考慮事項について解説する。

ESRS の最初のセットには、以下が含まれる。

• 以下を取り扱う 2 つの横断的基準：

-サステナビリティ関連情報を作成及び表示する際に企業が準拠すべき全般的な要求事項（ESRS 1）。これには、ダブル・マテリアリティの原則を使用して報告する重要性の評価を実施する要求事項が含まれる。

-活動のセクターに関係なく（すなわち、セクター共通）、サステナビリティのトピック横断的に、すべての企業に適用される全般的な開示（ESRS 2）

•セクター共通の観点から環境、社会及びガバナンスのトピックをカバーする 10 のトピック別基準

これらの要求事項を適用する企業にとって、次の文書が利用可能である。

- 2024 年 11 月、EC は、[90 のよくある質問 \(FAQ\)](#) のセットを官報（official journal）に公表した。FAQ は、ESRS、EU タクソノミ規則開示、デジタル・フォーマットの要求事項、保証、サステナブル・ファイナンス開示規則に関する多くの FAQ とともに、CSRD に基づく特定のサステナビリティ報告の要求事項の解釈を明確にしている。
- 2024 年 5 月、EFRAG は、[EFRAG IG1 号「重要性評価」](#)、[EFRAG IG 2 号「バリューチェーン」](#)、[EFRAG IG 3 号「詳細な ESRS データポイント」](#)及び付属する[説明文書](#)の 3 つの ESRS 適用ガイダンス文書を公表した。

さらに、EFRAG は、EFRAG ESRS Q&A プラットフォームを通じて受け取ったテクニカルな ESRS の質問を含む[説明文書の編集物](#)を公表した。これら EFRAG の文書には権威がない。

2025 年の ESMA の共通の執行優先事項には、改訂された ESRS（上記参照）は EU 官報に掲載された後にのみ適用されること、したがって、企業は 2025 年の事業年度の開示を作成するために、EFRAG の公開草案又は EC への最終的な技術的アドバイスに頼るべきではないことをリマインドすることが含まれている。

さらに、ESMA は、サステナビリティ・ステートメントに関連する 2025 年の優先事項として、以下の項目を識別している。

ESRS に基づく報告におけるマテリアリティの検討に関して、ESMA は、

- 企業は、ESRS 2 のマテリアリティ評価プロセスに関する開示に特に注意を払い、ポライプレートな開示を避け、ESRS の要求事項を企業の事実と状況にどのように適用したかについて十分な洞察を提供する必要があることを強調する。
- マテリアリティ評価プロセスへの入力パラメータに関するデータポイント、閾値の開示（特に、そのマテリアリティについて、企業が評価プロセス中に最も不確実性があった事項について）、企業がグロスの影響をどのように考慮したか（すなわち、予防、緩和、又は是正措置の効果が現れる前）、及び影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメントに関する情報を強調する。
- 評価プロセスの結果に関する ESRS 2 の開示の重要性を強調し、IRO の説明に関する要求事項及び推奨事項（例えば、関連する期間、IRO が企業自身の事業で発生する又はバリューチェーンで発生するか、重要性がある IRO 間の相互依存性の説明、プラスの影響とマイナスの影響の軽減の区別の促進）、及び IRO とトピックの開示とのつながり（connection）（例えば、IRO を ESRS のトピック及びサブトピックにマッピングし、IRO の説明における ESRS 用語の使用を通じて）を強調し、及び優れた実務として、ステートメント内で簡単に識別できるように、企業固有の開示を体系的に示すことを奨励する。
- ESRS が認めている場合、重要性がない情報は明確に識別され、重要性がある情報を不明瞭にするべきではないことを企業にリマインドする。

サステナビリティ・ステートメントの範囲及び構成に関して、ESMA は、

- サステナビリティ・ステートメントは、財務諸表と同じ報告企業のものでなければならないことをリマインドする。
- サステナビリティ・ステートメントで提供される情報は、企業のバリューチェーンにつながりがある（connected）重要性がある IRO に関する情報を含むように拡張されていることに留意し、バリューチェーン内の企業に関する範囲限定の開示の考慮事項についてリマインダーを提供する。

- 内部の相互参照及び参照による組込みを使用する意向である企業は、読みやすさ及び明確性の全体的な目的を損なう情報の分散を生じさせないことを提言する。
- 関連する情報を開示する際にサステナビリティ・ステートメントのアクセス可能性及び読みやすさを高めるために、開示要求への参照を含めるという実際上の解決策に留意し、内部参照を容易にするためにハイパーリンクの使用を奨励する。
- 金額又はその他の定量的情報がサステナビリティ・ステートメントと財務諸表の両方に含まれている場合、ESRS 第 1 号 124 項は前者から後者への参照を要求することをリマインドする。

以下のデロイトのニュースレターは、さらなる情報を提供している。

- [iGAAP in Focus 欧州サステナビリティ報告「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の最終化」](#)は、ESRS の 1st セットを解説している。
- [iGAAP in Focus「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく『適正な表示』](#)は、CSRD の下での「適正な表示」に関連する考慮事項及びサステナビリティ報告書の作成に対する影響について解説している。

## EU タクソノミ

EU タクソノミ規則は、企業の経済活動が環境的にサステナブルであるかどうかを、定義された 6 つの環境目標の 1 つ以上に対する貢献度に基づいて識別するためのシステムを定めている。EU タクソノミの目的は、このような活動への投資を支援することである。

上述の包括的提案の一部として、EC は EU タクソノミ規則の下でのタクソノミ開示、気候及び環境委任法も修正した。これらの提案は、委任法により 2025 年 7 月に最終化され、委任法は 2026 年 1 月 8 日に EU 官報に掲載された。本修正は、企業がサステナビリティに関する記述に含めるべきタクソノミの開示を簡素化するものである。

委任法は 2026 年 1 月 1 日に発効し、2025 会計年度を対象とする。しかし、企業は、より都合が良いと考える場合には、2026 会計年度から修正された要求事項を適用することができる。

2026 年 4 月、EC は、2025 年 7 月の委任法によって導入された開示委任法の修正に関する解釈及び実施ガイダンスを提供する FAQ 形式の[委員会通知の最終版](#)を公表した。

## 米国

- [証券取引委員会（SEC）](#)

2025 年 3 月 27 日、SEC は、2024 年 3 月の気候関連情報開示の最終規則に法的に異議を申し立てた当事者に対する法律上の抗弁を取り消すことを決議した。規則は、登録企業に対し、年次報告書及び登録届出書において気候関連の開示を要求することになっていた。以前、SEC は、最終規則に異議申立の司法審査が行われるまでの間、最終規則の発効日を延期（一時停止）した。

2026 年 5 月 4 日、SEC は、行政管理予算局（OMB）に対して正式な規則の撤回を提出した。OMB による審査が完了次第、SEC は当該規則の撤回案を公表する見込みであり、その後、最終決定に先立ち意見募集の対象となる。

- [カリフォルニア](#)

2023 年 10 月、カリフォルニア州知事は、カリフォルニア州で事業を行う特定の米国の公開及び非公開企業が定量的及び定性的の双方の気候関連の開示を提供することを、一括して要求する 3 つの法案に署名した。

法案 SB-253「気候関連企業データ説明責任法（Climate Corporate Data Accountability Act）」及び SB-261「温室効果ガス：気候関連の財務リスク（Greenhouse Gases: Climate-Related Financial Risk）」は、米国において温室効果ガス排出及び気候変動リスクの企業報告を義務付ける、最初のインダストリー共通の米国の規則を定める。

さらに、カリフォルニア州議会法案である AB-1305「自主的な炭素市場開示（Voluntary Carbon Market Disclosures）」は、気候関連の排出権のグリーンウォッシングに対抗することを目的としており、カリフォルニア州内で自主的なカーボン・オフセット（VCO）を市場売却又は売却する米国及び国際的な企業、及びカリフォルニア州で事業を行い、カリフォルニア州で特定の気候関連排出権を行う企業（VCO を購入又は使用しているかどうかにかかわらず）に対する要求を定める。

SB-219「温室効果ガス：気候に関する企業の説明責任：気候関連の財務リスク」は、2024 年 9 月に署名され、SB-253 の準拠に伴う財務上の負担を軽減することに役立てるために、以下のことを認めている。

- 企業が、連結親会社レベルでの排出量開示報告書を提出する。
- カリフォルニア州大気資源局（CARB）は、スコープ 3 の GHG 排出量報告のスケジュールを設定する。

SB-253 では、企業は 2025 年の GHG 排出量データに基づいて、2026 年からスコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出量を報告することになる。CARB は、2025 年 2 月 2 日から 2026 年 2 月 1 日に終了する会計年度について、報告の期限を 2026 年 8 月 10 日とすることを提案している。企業は、2026 年の GHG 排出量データに基づいて、2027 年にスコープ 3 の GHG 排出量の報告を開始する。

CARB は、SB-253 が要求する報告に関する規則を公表することが要求されている。SB-219 によって修正された SB-253 には、2025 年 7 月 1 日の期限が含まれているが、規制の実施について、CARB は、当該期限を満たさなかった。むしろ、CARB は 2026 年 2 月 26 日に、手数料（fees）、主要な定義、最初の報告期限を扱った最初の規則策定のパッケージを承認した。CARB のスタッフはまた、2026 年 3 月 23 日にワークショップを開催し、具体的な GHG 報告要求に対処する規制策定の次の段階について議論した。

SB-261 では、企業は 2026 年 1 月 1 日以前に、その後は隔年で、気候関連の財務リスク報告書をウェブサイトに掲載しなければならない。しかし、以下に説明するように、米国第 9 巡回区控訴裁判所は一時的差止命令を認め、CARB は、2026 年 1 月 1 日の期限を執行せず、差止命令が解除された場合には新たな期限を設けることを示している。

SB-253 及び SB-261 に対する異議申立は続いている。2024 年 1 月に提訴した「Chamber of Commerce of the United States of America v. California Air Resource Board」の原告は、SB-253 と SB-261 が「気候変動に関連する言論を違法に規制しようとしている」と主張し、これらの法案は憲法修正第 1 条及びその他の連邦法に違反していると主張している。彼らは、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所に対し、SB-253 及び SB-261 を無効と宣言し、いかなる強制力も効力もないと宣言するよう求めている。

2025 年 11 月 18 日、米国第 9 巡回区控訴裁判所は、SB-261 については一時的差止命令を認めたが、SB-253 については同様の一時的差止命令を認めなかった。裁判所は 2026 年 1 月 9 日にこの訴訟の弁論を聞いたが、まだ判決を下していない。仮差止命令は、裁判所が判決を下すまで有効である。

[iGAAP in Focus サステナビリティ報告「カリフォルニア州の気候法 – 新しい州議会法案での報告期限に変更なし」](#)は、州議会法案の内容を説明している。また、[デロイト US の Sustainability Spotlight](#) は、より詳細を解説している。

### 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公表後、金融安定理事会（FSB）は、TCFD がその権限を果たしたと結論付け、ISSB 基準がサステナビリティ開示のグローバルなフレームワークとして機能するべきであることを認識した。そのため、FSB は、2024 年から気候関連情報開示のモニタリングを、TCFD から IFRS 財団に移管することを発表した。

しかし、TCFD の報告義務の対象となる企業は、関連性がある当局が ISSB 基準に基づく報告を認める又は要求するように要求事項を修正しない限り、TCFD 提言に沿った開示を継続しなければならない。

規制当局は、企業が公表した気候変動の影響についての情報の品質に焦点を合わせている。例えば、2022 年に英国財務報告評議会（FRC）は、TCFD の開示及び財務諸表における気候関連報告のテーマ別レビューを実施した。レビューの結果は、ベストプラクティスの例が存在するため、これらの分野での報告及

び開示に対してより伝統的な「様子見」アプローチを採用している企業への期待をより明確にしている。FRC は、気候報告は取締役会レベルのトピックとしてしっかりと設定しなければならないことを強調した。

FRC のテーマ別レビューでは、企業が改善できる重要な問題が指摘された。これらの分野は、英国外の TCFD 又はサステナビリティ情報についてより広範に報告する企業にとって、有用な考慮事項を提供する可能性がある。

- **粒度と特定性**—企業は、企業全体のリスク及び機会に関する情報を提供し、必要に応じて事業（business）、セクター及び地域別に分解して提供しなければならない。
- **バランス**—気候関連のリスク及び機会に関する議論は、気候関連の機会の可能性を説明する際に、新技術の開発への依存についての議論を含め、予想される規模に比例しなければならない。また、リスク及び機会の可能性及び依存関係を記述する際に、バランスも必要である。例えば、現在の炭素集約型の収益源の喪失は、脱炭素化の必然的な機能であるかもしれず、代替的な収益源は現在、初期段階又は開発中の技術に依存しているかもしれない。これらの依存関係の開示は、移行リスクが低炭素経済における機会によって自然に相殺されるという印象を与えないために重要である。
- **他のナラティブ開示との相互リンク**—TCFD の開示は、例えば、シナリオ分析の結果をナラティブ・レポート内の企業による全体戦略の説明に組み込むことにより、ナラティブ・レポートの他の要素と統合しなければならない。
- **重要性（マテリアリティ）**—企業は、[TCFD の全セクターガイダンス及び補足ガイダンス](#)をどのように組み込むかについての説明を提供しなければならない。開示が行われていない場合は、省略の理由を含めなければならない。特に、企業がこれらの開示を検討し、重要性がないと判断したかどうか、又はこれらの開示の対象となる事項が企業の内部評価で対処されていないかどうかを明確にしなければならない。
- **TCFD と財務諸表開示のつながり**—TCFD 報告で識別された気候関連リスクと機会は、財務諸表の裏付けとなる判断及び見積りに適切に統合されなければならない。企業はまた、気候変動と移行計画に対応して、セグメント別報告の表示と分解された収益開示を再評価することを検討しなければならない。
- **ガバナンス**—企業は、気候関連のパフォーマンス目標の検討及び主要な資本的支出、買収及び処分に関する決定に対する気候の影響など、気候関連事項の監督に関する具体的な情報を提供しなければならない。また、気候関連リスクをどのように管理しているか及び気候関連指標が報酬方針に与える影響についても開示を検討しなければならない。
- **戦略**—戦略に関する情報はきめ細かく、シナリオ分析に含まれる詳細レベルは、定量的指標を含め整合していなければならない。リスクと機会に関する企業の議論は、機会に不釣り合いに重み付けしてはならない。
- **リスク管理**—気候関連事項は、全体的なリスク管理プロセスに統合しなければならない。特に、気候関連リスクの優先度及び重要性を評価するプロセスを十分に説明しなければならない。気候関連のリスク及び機会の潜在的な影響は、「高い」や「低い」などの用語のみで説明するのではなく、可能な限り定量化しなければならない。これは、気候関連の機会の影響が、リスクの影響をどの程度上回るかもしれないか又は上回らないかもしれないかを示す上で特に重要である。
- **指標と目標**—指標は、スコープ 1 及び 2 の排出量のみならず、他の気候関連のリスクと機会の指標も含めなければならない。目標に対する進捗状況の読者の理解をサポートするために、過去データ及び変動の説明を提供しなければならない。
- **保証**—企業は、与えられた保証のレベル及びそれがカバーするものを明確に説明しなければならない。「検証済み（Verified）」などの用語は、実際に取得されたよりも高いレベルの保証を意味する可能性があるため、避けなければならない。

2023 年 7 月、英国 FRC は、気候関連の指標と目標の開示の品質に関する[テーマ別レビュー](#)の結果を公表した。本レビューは、ネット・ゼロ・コミットメントと中間排出目標に関する企業の開示の品質が徐々に向上していることを示している。しかし、報告書は、以下の点を指摘している。

- 目標を達成するための具体的な行動及びマイルストーンの開示が不明確な場合があり、企業間の指標の比較可能性は依然として困難である。
- 表示する情報の量が多いため、多くの企業は、低炭素経済への移行計画を明確かつ簡潔に説明するのが難しいと感じている。
- 気候目標が財務諸表にどのように影響するかについての説明にはまだ改善が必要である。「検討されている」といった気候に関する定型的（ボイラープレート）な文章は、影響に関する洞察をほとんど提供しない。

気候関連リスクの広範な内容及び重大さ、及び利害関係者の期待の高まりと規制当局の注目に鑑み、企業は、自主的又は強制的な TCFD 開示を提供している、又は ISSB 基準又は ESRS を適用してサステナビリティ関連情報を提供する準備をしているかどうかに関係なく、上記の点を考慮しなければならない。

### 通貨と超インフレ

高レベルの全般的なインフレ水準による、超インフレ（この用語は IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」で定義されている）の対象となる法域の数が増加している。したがって、企業は以下の課題にますます直面している。

- 経済が IAS 第 29 号で定義されている超インフレであるかどうかを判断することに、困難な場合がある。当該定義には、3 年間の累積インフレ率が 100% に近づいているか又は超えるかどうかを含む、超インフレのいくつかの特徴が含まれている。また、財務諸表の金額にどの一般物価指数を適用すべきかを決定することも難しい可能性がある。
- 現地通貨と国際通貨の両方が一般的に使用されている状況での、企業の機能通貨を決定する際の困難。これは、現地通貨が超インフレである場合に特に重大になる可能性がある。IAS 第 29 号は、（その経済で活動する企業によってではなく）機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業によってのみ適用される。また、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」では、「企業は、IAS 第 29 号に従った修正再表示を、例えば、本基準に従って決定される機能通貨以外の通貨（親会社の機能通貨など）を機能通貨として採用することによって、避けることはできない。」と具体的に規定されていることにも留意すべきである。
- 現地通貨とグローバルに取引される通貨間の交換が制限されている場合、単体財務諸表の貨幣性項目を換算し、在外営業活動体の財務諸表を親会社の表示通貨で換算するための適切な為替レートを識別することが困難な場合がある。この問題は超インフレ経済に特有ではないが、「ハード」通貨の不足、したがって為替制限の必要性は、現地通貨が価値を失っている経済の特徴であることが多い。

iGAAP in Focus 財務報告「IASB は、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするために IAS 第 21 号を修正する」は、通貨が交換可能である場合及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを定めるガイダンスを提供する、2023 年 8 月に IASB が公表した「交換可能性の欠如」（IAS 第 21 号の修正）を解説している。

インフレ又は為替の問題が重大な判断につながる、又は見積りの不確実性の発生要因となる場合、IAS 第 1 号 122 項及び 125 項で要求されているように開示を提供しなければならない。

2026 年 4 月に公表された国際通貨基金（IMF）の直近のインフレ予測や IAS 第 29 号で定められた指標を含む、執筆時点の入手可能なデータに基づいて、以下の経済は、2026 年 6 月 30 日以後終了する報告期間の財務諸表において IAS 第 29 号を適用する目的及び IAS 第 21 号に従った在外営業活動体の再換算を行う超インフレにあると広く考えられている。

- |          |         |
|----------|---------|
| • アルゼンチン | • スーダン  |
| • ハイチ    | • シリア   |
| • イラン    | • トルコ   |
| • レバノン   | • ベネズエラ |
| • マラウイ   | • ジンバブエ |
| • 南スーダン  |         |

#### ブルンジ、ミャンマー及びシエラレオネ

ブルンジ、ミャンマー及びシエラレオネは、2026 年 6 月 30 日以後終了する報告期間について、もはや超インフレ経済として識別されないが、継続してモニターするべきである。

#### ナイジェリア

2026 年 3 月現在、ナイジェリアの 3 年間の累積インフレ率は 95.7% である（ナイジェリア国家統計局による）。2026 年 4 月に公表された IMF 世界経済見通しの報告書においては、2026 年末までに 3 年間の累積インフレ率は 82% に下がると予想され、2027 年にはさらに下がる見通しである。

現在の3年間の累積インフレ率はわずかではあるが100%を下回っており、今後も当該基準を下回ると予想されているため、ナイジェリアは現在のところ超インフレ経済とは識別されていないが、注意深くモニターするべきである。

#### エジプト

2026年3月現在、エジプトの3年間の累積インフレ率は74.5%である（エジプト中央銀行による）。2026年4月に公表されたIMF世界経済見通しの報告書には、2026年12月の予測は含まれていないが、2027年6月に3年間の累積インフレ率が45%となる予測が含まれている。

現在の3年間の累積インフレ率は100%を下回っており、今後も当該基準を下回ると予想されているため、エジプトは現在のところ超インフレ経済とは識別されていないが、継続してモニターするべきである。

#### その他の国

2026年4月30日現在、超インフレをモニターすべき通貨である他の国には、アンゴラ及びイエメンが含まれる。

企業は、IAS第29号適用の目的のために超インフレと広く考えられる経済のリストが、その報告日までに変更になる可能性があることを、理解しなければならない。

### 主な新たな会計上の要求事項

今後の会計上の要求事項の完全なリストについては、このニュースレターの付録を参照いただきたい。

IAS第8号30項は、企業に対し、（財務諸表の公表が承認された日までに）公表はされているが未発効の新規及び改訂されたIFRS会計基準の起こり得る影響を検討し、（年次財務諸表で）開示することを要求している。これらの開示の充分性は、現在、規制当局が焦点している分野である。

### 2026年1月1日以後開始する事業年度に発効

#### 自然依存電力を参照する契約

2024年12月IASBは、以下についてIFRS第9号及びIFRS第7号を修正する「自然依存電力を参照する契約」を公表した。

- 自然条件に依存する源泉から生成される電力を購入する契約が企業の自己使用の予想のために保有されているかどうかを取り扱う適用指針を、IFRS第9号に追加する。
- 企業がIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用し、変動する名目数量の自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段として指定する場合、企業がヘッジ対象として電力の変動する名目数量を指定することを認める。
- IFRS第7号に関連する開示要求を追加する。

iGAAP in Focus 財務報告「IASBは、自然依存電力を参照する契約についての修正を最終化」は、IFRS第9号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

#### 金融商品の分類及び測定の修正

2024年5月IASBは、IFRS第9号及びIFRS第7号を修正し、以下の項目を取り扱う「金融商品の分類及び測定に関する修正」を公表した。

- 電子送金で決済される金融負債の認識の中止
- 金融資産の分類 – 基本的な融資の取決めと整合的な契約条件
- 金融資産の分類 – ノンリコース要素を有する金融資産
- 金融資産の分類 – 契約上リンクしている商品
- 開示 – その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの（FVTOCI）として指定した資本性金融商品に対する投資
- 開示 – 偶発的事象の発生（又は不発生）に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件

iGAAP in Focus 財務報告「IASB が金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表」は、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の主要な修正点を解説している。

#### 2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効

##### IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」

2024 年 4 月、IASB は、IAS 第 1 号を置き換える IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。新基準は、IAS 第 1 号の要求事項の多くを変更せずに引き継ぎ、以下の新しい要求事項でそれらを補完する。

- 純損益計算書において、指定された区分（営業、投資、財務、法人所得税及び非継続事業）と定義された小計を表示する。
- 財務諸表の注記における経営者が定義した業績指標（MPM）に関する開示を提供する。
- 集約と分解を改善する。

IAS 第 1 号の要求事項の一部は、IAS 第 8 号及び IFRS 第 7 号に移動する。IASB はまた、IAS 第 7 号及び IAS 第 33 号「一株当たり利益」に若干の修正も行う。

iGAAP in Focus 財務報告「IASB が財務諸表における表示及び開示に関する新しい基準を公表」は、IFRS 第 18 号の主要な要求事項を解説している。

##### IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」

2024 年 5 月、IASB は、要件を満たす子会社が財務諸表に IFRS 会計基準を適用する際、削減された開示を提供することを認める、IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」を公表した。

子会社が公的説明責任を有しておらず、最終的な又は中間的な親会社が、IFRS 会計基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している場合、子会社は削減された開示の要件を満たす。

IFRS 第 19 号の適用は、要件を満たす子会社にとって任意であり、そのような子会社は、連結、個別又は単独財務諸表に適用が可能である。

2025 年 8 月、IASB は、新たな又は最近修正された IFRS 会計基準について削減された開示を提供する IFRS 第 19 号の修正を公表した。本修正は、IFRS 第 19 号と同じ発効日である。

iGAAP in Focus 財務報告「IASB は、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する」は IFRS 第 19 号の主要な要求事項を、iGAAP in Focus 財務報告「IASB、新たな又は最近修正された IFRS 会計基準の開示要求を削減する IFRS 第 19 号の修正を公表」は本修正を解説している。

##### ハイパーインフレ表示通貨への換算

2025 年 11 月、IASB は、IAS 第 21 号が以下を要求するように修正する「超インフレ表示通貨への換算」を公表した。

- 企業が、超インフレではない経済の通貨である機能通貨から超インフレ経済の通貨である表示通貨に財務諸表を換算する場合—（比較対象金額を含む）すべての金額を、直近の財政状態計算書日の決算日レートをを使用して換算する。
- 機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済の通貨である企業が、超インフレではない経済の通貨を機能通貨とする在外営業活動体を換算する場合—当該在外営業活動体の比較数値を、IAS 第 29 号の下で比較数値を修正再表示するために使用する一般物価指数を適用して修正再表示する。
- 新しい換算方法を適用して換算した在外営業活動体に関する要約財務情報を含む、新しい換算方法を適用していることを開示する。

iGAAP in Focus 財務報告「IASB、超インフレ表示通貨への換算に関する IAS 第 21 号の修正を公表」は、本 IAS 第 21 号の主な修正を解説している。

## その他の報告に関する検討事項

### IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS 第 15 号は数年前から企業が適用してきたが、規制当局は、この分野における執行活動において引き続き重大な発見事項を得ている。これらの発見事項は、多くの場合、不適切な開示、特に収益認識に関連して行われた重大な判断に関連している。企業は、財務諸表に含める情報の適切性及び明確性を、例えば以下の点で考慮しなければならない。

- すべての重大な収益の源泉。具体的な会計方針、収益認識の時期、一定の期間にわたる収益認識の基礎、適用する方法論を含む。
- 契約、特に長期契約が IFRS 第 15 号の適用範囲における顧客との契約の定義を満たしているかどうかを評価する際に行った重大な判断。
- 企業が顧客に財又はサービスを提供する際に、企業が本人又は代理人として行動しているかの評価（例えば、企業がオンライン・ショッピングのプラットフォームを運営している、又はソフトウェアのライセンスなどのサービスを提供する場合）。
- 企業が既存の契約について認識すると見込んでいる収益の金額及び時期に関する情報を開示する IFRS 第 15 号 120 項の要求事項。この情報には、見積りを決定する際に使用した重大な判断、及び変更による潜在的な影響の説明を含めなければならない。企業は、例えば、期中の新規契約及び解約された契約、発行した請求、グループ構造の変更（例えば、企業結合又は処分）の影響、為替の変動の影響を示す、残存履行義務の期首残高と期末残高の間の調整表を含めることを検討する場合がある。

さらに、顧客との長期契約（例えば、工事契約）では、対応する義務の履行が複数の事業年度にまたがっているため、しばしば収益及びコストに関して不確実性が生じる。現在の地政学的及びマクロ経済環境を考慮すると、企業は、特に収益が一定の期間にわたって認識される場合に履行義務の完全な充足に向けて進捗度を測定する際に、使用する予測が合理的で裏付け可能であることを確認しなければならない。契約が不利になった場合、IAS 第 37 号を適用して引当金を認識及び測定し、IAS 第 37 号の開示要求を適用しなければならない（特に、経済的便益の流出の量又は時期の不確実性の開示、及び関連性がある場合には、将来の事象に関して行われた主要な仮定の開示について）。

### キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フローの適切な報告は、投資家及び規制当局にとって引き続き焦点が当たる分野である。規制当局が提起した主要な問題には以下が含まれる。

- キャッシュ・フローの営業、投資、又は財務への分類は、IAS 第 7 号の定義に準拠しなければならない。
- 現金及び現金同等物として表示する金額は、IAS 第 7 号の規準を反映しなければならない。特に、
  - 要求払債務で、企業の資金管理の不可欠な部分の一部となっている銀行当座借越のみを、現金及び現金同等物の構成要素として含めなければならない。銀行の借入枠は、実務において残高がマイナスとプラスの間で通常は頻繁に変動しない場合、財務活動の一部として表示しなければならない。
  - 取得時に満期が 3 か月以内の短期投資のみが、通常、現金同等物として適格である。
- 現金及び現金同等物の構成要素は開示しなければならない。
- 限定的な状況を除き、キャッシュ・フローは総額ベースで表示しなければならない。
- 非資金取引は、キャッシュ・フロー計算書に表示してはならない。
- 投資及び財務活動に関連する重要性がある非資金取引は、財務諸表の他の箇所において開示しなければならない。
- キャッシュ・フローの分類に関する重要性がある会計方針及び判断（例えば、利息、配当金、制限の対象である現金）を開示しなければならない。

## セグメント報告

### 事業セグメントの識別及び集約

IFRS 第 8 号「事業セグメント」は、事業セグメントの識別及び開示セグメント情報の測定にマネジメント・アプローチを採用しているため、企業は、経営者報告、最高経営意思決定者（CODM）への報告と財務諸表に含まれるセグメント情報の整合性を確保しなければならない。

事業セグメントを識別する際に、企業は、特定の要件を満たす場合に限り、2 つ以上の事業セグメントを 1 つの事業セグメントに集約することが認められている。当該要件は厳密であり、集約は、非常に均質な事業でのみ可能である。

地政学的な不確実性又は気候問題により、企業の事業セグメント又は集約要件の適用の変更が生じる可能性がある。例えば、企業は、新しい関税の導入のため、組織再編を通じて事業構造を変更する可能性があり、また気候変動の予想される影響により、セグメントが長期的に類似した経済的特徴を持たない可能性があるという指標（indicator）が生じる場合がある。事業セグメントに変更があった場合、企業は、事業セグメントよりも大きい CGU 又は CGU グループへののれんの配分はできないため、IAS 第 36 号を適用した減損テストの実施に与える影響に留意しなければならない。

企業は、集約された事業セグメントの簡潔な記述、及び該当する場合は、それらのセグメントが類似した経済的特徴を共有していることを示す指標を含む、セグメントを識別するために使用したすべての重要性がある要素及び集約要件を適用する際に行った判断について、企業固有の開示を提供しなければならない。

#### 地域及び主要な顧客に関する情報

貿易障壁及び地政学的な不確実性が高まっている現在の環境では、IFRS 第 8 号で要求されている地域及び主要顧客に関する全社的な開示は、財務諸表の利用者にとって特に関連性がある可能性がある。例えば、企業の重要性がある収益のすべて（又はほとんどすべて）が外国に帰属しているという事実は、重要性がある情報である可能性がある（特に、それらの外国が貿易制限の対象となる場合）。個々の外国に帰属する外部顧客からの収益又はそこに所在する非流動資産に重要性がある場合、当該収益又は非流動資産は区分して開示しなければならない。また、企業は、顧客の地理的位置に基づいて、又は販売が行われた場所に基づいて、個々の国又は地域に収益がどのように配分されているかを開示する必要がある。

最後に、IFRS 第 8 号は、原則として、取締役会又は経営者が企業の利益を損なうとみなす開示の免除を提供していないことは注目に値する。

2024 年 6 月、IFRS 解釈指針委員会は、「報告セグメントに係る収益及び費用の開示」というタイトルのアジェンダ決定を公表した。本アジェンダ決定は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」の 23 項(f)の、各報告セグメントに関して、IAS 第 1 号 97 項に従って開示する重要性がある収益及び費用の項目を開示するという要求事項を取り扱っている。

アジェンダ決定で強調された主要なポイントは次のとおりである。

- 企業は、以下いずれかの場合に、各報告セグメントに関して所定の金額を開示することが要求される。

- たとえ CODM に個別に提供されたりレビューされたりしていなくても、CODM がレビューしているセグメント純損益の測定値に含まれる場合

- たとえセグメント純損益の測定値に含まれていなくても、CODM に定期的に提供されている場合

- 開示すべき重要性がある項目には、IAS 第 1 号 98 項に列挙されている項目（例えば、資産の評価減、リストラクチャリング費用又は処分損益）が含まれるが、これらに限定されない。

- 企業は、純損益計算書に表示又は注記に開示されている収益及び費用の各項目を、報告セグメント別に開示することは要求されない。

- 各報告セグメントについて開示すべき情報を決定するにあたり、企業は判断を適用し、以下の点を考慮する。

- IAS 第 1 号における重要性及び集約の原則

- IFRS 第 8 号の中核となる原則。その原則は、企業が従事している事業活動及び事業を営んでいる経済環境の性質及び財務上の影響を財務諸表の利用者が評価できるようにするための情報を、企業が開示することを要求している。

企業は、以下の場合、セグメント情報で開示されている情報が IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定の説明資料と整合しているかどうかを検討しなければならない。

- （たとえ CODM に個別に提供されたりレビューされたりしていなくても、）CODM がレビューしているセグメント純損益の測定値に重要性がある収益及び費用の項目が含まれる場合。

- （たとえセグメントの純損益の測定値に含まれていなくても、）そのような重要性のある項目に関する情報が CODM に提供されている場合。

### 繰延税金資産の認識及び移転価格を含む法人所得税

企業は、現在の地政学的及びマクロ経済環境に起因する利益水準の低下又は激しい変動が法人所得税会計にどのように影響するかを検討しなければならない。例えば、当期の収益の減少又は損失の発生は、予想利益の減少と相まって、企業の繰延税金資産の一部又は全部を回収可能である可能性が高いかどうかの再評価につながる可能性がある。利益の減少又は減損により損失が生じる場合、企業は、関連する繰延税金資産の全部又は一部を実現するために、税法で利用可能な繰戻し及び繰越期間内に十分な所得があるかどうかを検討する必要がある。

IAS 第 12 号「法人所得税」を適用して、企業は、子会社、支店及び関連会社、及び共同支配の取決めの持分に関連する将来加算一時差異に対する繰延税金負債を認識していない可能性があるが、これは、一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、当該一時差異が予測可能な期間内に解消しない可能性が高いとみなされたと結論づけたためである。逆に、企業は、一時差異が予測可能な期間内に解消する可能性が高いと判断した（及び繰延税金資産を回収できる可能性が高いと判断した）ため、そのような投資に関連する将来減算一時差異について繰延税金資産を認識した可能性がある。企業又はその子会社が流動性の問題又は現在の地政学的又はマクロ経済環境に起因する他の課題を有しており、投資先の未分配利益の本国送金に関する意図に変更がある場合、これらの結論を再検討することが適切である可能性がある。

開示は、この分野でも重要である。特に、近年の損失の履歴がある場合の繰延税金資産の認識を裏付ける証拠の内容に関する企業固有の情報、及び関連性のある感応度及び／又は今後 12 か月で起こりうる結果の範囲を含む、繰延税金の判断及び見積りについてである。

世界貿易の変化の結果として、企業は、移転価格の方針を変更する可能性がある。IFRIC 第 23 号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」を適用し、企業は、関連性がある税務当局が結果として生じる税務処理を認める可能性が高いかどうかを検討しなければならない。そうではない場合、企業は、IFRIC 第 23 号の要求事項を適用して、関連する税金を算定する際に不確実性の影響を反映しなければならない。移転価格の変更及び関連する不確実な税務処理について、重要性がある場合、関連性がある開示を検討しなければならない。

#### 税源浸食と利益移転に関する OECD/G20 の包摂的枠組み

2021 年 12 月、経済協力開発機構 (OECD) は第 2 の柱モデルルールを公表した。グローバル税源浸食防止 (GloBE) ルールは、テスト対象年度の直前の 4 会計年度のうち少なくとも 2 会計年度において、最終親会社の連結財務諸表における年間収益が 7 億 5,000 万ユーロ以上である多国籍企業グループの構成企業に適用される。本ルールの目的は、大規模多国籍企業が事業を行う各法域で生じる所得に対して最低水準の税金を支払うことを確保することである。この目的を達成するために、ルールは、法域ベースで決定される GloBE 実効税率が最低税率 15% を下回る場合にはいつでも、法域で発生する超過利益に対してトップアップ課税を課す。

2023 年 5 月に修正された IAS 第 12 号は、第 2 の柱における法人税等に関連する繰延税金資産及び繰延税金負債の認識、及びそれらに関する情報の開示を禁止している。しかし、第 2 の柱の法制が発効した後は、本基準は、第 2 の柱の法人所得税に関連する当期税金費用（収益）の別個の開示を要求する。

その導入以来、ルールは進化を続けており、当該枠組みを採用した法域における現地の法律の変更もある。IAS 第 12 号 46 項は、報告期間の末日までに制定又は実質的に制定された税率及び税法を用いて、当期税金負債又は資産を測定することを要求している。しかし、報告期間の末日後に法律の改正が発表又は制定された場合には、企業は、IAS 第 10 号 21 項の要求事項を満たすために開示が要求されるか否かを検討すべきである。

#### 米国の新税法 – 「One Big Beautiful Bill Act」

2025 年 7 月 4 日、「An Act to Provide for Reconciliation Pursuant to Title II of H. Con. Res. 14」（一般に「One Big Beautiful Bill Act」と呼ばれる）（以下、「同法」という）が米国連邦法として署名された。

同法は、特に、次の内容を規定している。

- 適格事業用不動産の全額費用化（「100%ボーナス減価償却」）の恒久的な延長、国内研究開発（R&D）費用の即時損金算入、純事業利息を損金算入するためのより寛大な計算式を含む、2017 年の減税及び雇用法の多くの規定を延長する。
- 税源浸食及び乱用防止税（BEAT）に適用する税率を 0.5% 引き上げる。これは、議会の行動がなければ適用されたであろう引上げよりも低いものである。

• 2026 年に適用されるはずだったグローバル無形資産低課税所得（GILTI）制度及び外国稼得無形資産所得（FDII）制度の両方に対する特別控除額の削減を廃止する。

同法には、いくつかのクリーンエネルギー税制優遇措置の段階的廃止及び制限等、いくつかの増税規定も含まれており、また GILTI 及び FDII に広く適用されるさまざまな変更が加えられており、これらの制度の変更の全体的な影響は、個別の企業の事実と状況による可能性が高いことを意味する。

IAS 第 12 号を適用する目的では、これらの変更は、2025 年 7 月 4 日に実質的に制定されたものと考えなければならない。その日より前に終了する報告期間については、法人所得税の認識及び測定は影響を受けないが、IAS 第 10 号（又は期中報告期間については、IAS 第 34 号「期中財務報告」）に基づく修正を要しない後発事象の開示の必要性を検討しなければならない。

2025 年 7 月 4 日以後終了する報告期間について、同法は、米国で事業を展開する企業の当期税金と繰延税金残高の両方に影響を与える可能性がある。

#### 当期税金

同法の規定の多くは、将来の課税年度に発効する予定である。しかし、当期利益に対する税金支払額に影響を与える又は以前の課税年度に遡及して適用される場合は、財務業績計算書で認識される当期税金に反映される。

同法が当期税金に与える影響は、（例えば、2021 年 12 月 31 日より後 2025 年 1 月 1 日より前に支払った又は発生した資産化された国内 R&D の残りの未償却残高を損金算入する選択の使用、又は 2025 年 1 月 19 日より後に取得及び使用された不動産の 100%ボーナス減価償却の復活を通じた）減少と（例えば、2025 年 9 月 30 日より後に取得した車両に対する適格事業用クリーン自動車クレジットの終了、又は法人代替ミニマム税制の下でより高い税額の対象となる企業は、同法による税負担の増加を通じた）増加の両方をもたらす可能性があるため、総合的に検討しなければならない。

#### 繰延税金

将来年度に解消が見込まれる一時差異に関する繰延税金資産及び負債は、その解消が発生したときに適用されると予想される実質的に制定された税法に基づいて認識及び測定しなければならない。その結果、2025 年に当期税金負債が変動しない場合でも、同法は（2025 年 7 月 4 日以後終了する期間について）以下に影響を与える可能性がある。

- 例えば、国内 R&D コストの即時費用化又はボーナス減価償却の復活による一時差異の金額
- GILTI 税制の変更の結果として、繰延税金残高の測定
- 同法により将来の課税所得の予想を変更する場合、繰延税金資産の認識

米国のデロイトの次のニュースレターは、さらなる情報を提供している。

- [Heads Up – Accounting Considerations Related to the New U.S. Tax Legislation](#)
- [A closer look – Inside the new tax law](#)

さらに、デロイトの [IFRS in Focus「米国税制改正法の IFRS における影響の会計処理」](#)では、2017 年の減税及び雇用法に関するさらなる背景を解説している。

## 非 GAAP 及び代替的業績指標

重大な経済変化又は通例ではない事象は、しばしば、業績への影響又は事象が発生しなかった場合の企業の利益を強調したいという欲求につながる。しかし、このようなアプローチに従う場合には注意が必要である。

このような変化又は事象の影響が広範囲であるという性質は、別個の表示が企業の全体的な財務業績を忠実に表現せず、利用者の財務諸表の理解に誤解を招く可能性があることを意味する。

一般的に、経済的又は地政学的な事象の影響が非 GAAP 指標又は代替的業績指標（APM）を通じて適切に反映できるかどうかを評価する際には、以下を含むがこれらに限定されない要因を検討しなければならない。

- 調整された指標から除外される項目は、事象又は経済状況に直接関係していることを証明できるか？
- 当該項目は「ニューノーマル」の反映ではなく、通常の営業に増分なものであるか？
- 当該項目は、見積り又は予測とは対照的に、客観的に定量化可能であるか？

このような事象の広範な影響を純損益に別個に表示しようとするのではなく、資産、負債、及び純損益の数値への影響の認識、測定及び表示に適用される重大な影響、判断及び仮定に関する定性的及び定量的情報を注記で開示することが適切である可能性が高い。

そのような影響は、明確かつバイアスのない方法で提供しなければならない。

さらに APM の定義及び計算は、期間にわたりに貫していなければならない。

非 GAAP 指標又は APM をマネジメント・レポートに含める場合、企業は、引き続き関連性がある[非 GAAP 財務指標に関する証券監督者国際機構 \(IOSCO\) の声明](#)（2026 年に更新）そして[代替的業績指標に関する ESMA のガイドライン](#)（2020 年に更新）又は法域における同等のものについて、協議しなければならない。

## 後発事象

期末以降の新たな問題又は新たな進展の出現は、報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する修正を要する後発事象と、報告期間後に発生した状況を示す修正を要しない後発事象を区別するために、慎重な検討が要求される場合がある。この評価は、判断が要求されることが多い。

この区別は、当該事象自体をどの報告期間に会計処理すべきかを決定するだけでなく、将来の見通しに関する計算及び関連する開示にとっても重要である。例えば、IAS 第 36 号に基づく減損レビュー、IFRS 第 15 号に基づく履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定するために使用する場合がある完了までのコストの見積り、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失計算、又は合理的に考え得る予測の変化に対する感応度の開示は、報告日の状況に基づかなければならず、その後の修正を要しない後発事象の影響を受けない。報告日以降に評価がどのように変化したかについて追加の開示を提供することは有益かもしれないが、これは報告日現在の情報とは異なるものとして明確に識別しなければならない。

例えば、報告日後に新しい関税又は既存の関税の変更が発表された場合、企業は、当該発表が報告日に合理的に予想できたかどうかを評価するために判断を適用しなければならない。そうである場合、企業は、減損の分析の実施に使用したキャッシュ・フロー（関連性がある場合には、シナリオの確率加重を含む）を、報告日に合理的に予想される条件を反映するように更新しなければならないかどうかを検討しなければならない。報告日時点では、新しい関税又は既存の関税の変更が合理的に予想できなかったと企業が判断した場合、減損の計算は修正されず、代わりに（重要性がある場合には）当該発表に関する関連性がある情報を開示しなければならない。

## 企業結合及び他の取得取引

企業結合及び他の類似の取引は複雑になる可能性があり、その会計処理には、例えば、以下の決定のために重大な判断が伴う場合がある。

- 取引が企業結合の定義を満たしているか、又は資産の購入として会計処理しなければならないか。
- 取引が企業結合である場合、企業結合の一部を構成する取引の要素と、別個の取引として会計処理しなければならない要素を識別する（例えば、特定の支払いが購入価格の一部を形成するか、報酬としなければならないか）。
- 当該取引が投資先に対する支配、共同支配、又は重要な影響力をもたらすかどうか。この評価は、議決権以外の要因が関係する場合に特に判断が要求される場合がある。例えば、
  - 株主間の契約に基づく、議決権行使又は取締役の指名に関する特別な権利の存在
  - 投資先が特定の法制度の対象となる場合（例えば、政府機関の関与又は取締役の指名）

- 例えば、投資先への資本の関与を制限するなど、企業（投資者）が法的規定の対象となるかどうか。
- 企業又は第三者が保有するオプション又はその他の潜在的な議決権

企業結合及び他の取得取引は非常に重大となる可能性があり、企業は、当該取引の影響及び当該取引をどのように会計処理するかを決定する際に行った重大な判断について明確で整合的な説明を行わなければならない。これには、以下が含まれる場合がある。

- 資産のグループが企業結合であり、IFRS 第 3 号「企業結合」を適用して会計処理しなければならないかどうかを決定する際に伴う判断。
- のれんを生じさせる要因の説明。定型的な開示ではなく、対象の企業結合を参照する。
- 条件付対価の取決め説明及び支払額の潜在的な変動性の説明。
- IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の 7 項から 9 項で要求される、支配、共同支配、及び重要な影響力を評価する際に行った重大な判断に関する情報。

2023 年 12 月、IOSCO は、財務諸表で認識及び開示されたのれんの信頼性、忠実な表現及び透明性を向上することを目的とした「[のれんの会計処理に関する提言](#)」を公表した。IOSCO は、財務諸表の作成者に対して 4 つの提言を行っている。

- すべての識別可能な無形資産を適切に認識し、企業結合で認識したのれんを構成する要因の企業固有の開示を提供する。
- 減損テストで使用される仮定が、合理的で裏付け可能であることを立証するのに十分な証拠を得る。
- のれんの減損テストで使用される仮定と非財務情報開示の整合性を確保する。
- 主要な仮定をどのように決定しているかを含む、のれんの減損テストを明確に開示する。

最後の提言に関して、IOSCO は、好事例には次の開示が含まれることを指摘している。:

- 公正価値又は使用価値が CGU 又は CGU のグループの帳簿価額を超える割合（特に、翌事業年度中にのれんの帳簿価額に重要性がある修正が生じる重大なリスクがある場合）
- 主要な仮定に関連する不確実性の程度。例えば、評価モデルにおける仮定に関する不確実性は、不確実性のある時間軸を有する可能性のある景気後退からの景気回復に対する将来の期待を伴う可能性がある。
- 主要な仮定に悪影響を与えることが合理的に見込まれ得る潜在的な事象及び/又は状況の変化

### IAS 第 33 号「1 株当たり利益」

基本的 1 株当たり利益（EPS）及び希薄化後 EPS は、多くの場合、企業の業績の重要な指標と考えられているため、多くの場合、ある期間の決算発表及び財務諸表に含まれている。しかし、当該数値の計算は非常に複雑になる可能性があり、利用者が常によく理解できるとは限らない。<sup>3</sup>財務諸表の作成においてなされた重大な判断を開示するという IAS 第 1 号の一般的な要求事項は、EPS の計算にも適用されることに留意すべきである（例えば、株式再編の実質を決定する際に判断が必要な場合）。

誤って適用されやすい EPS の計算についての IAS 第 33 号の要求事項を、以下に記載する。

- 潜在的な普通株式が希薄化又は逆希薄化であるかどうかの決定は、継続事業からの利益又は損失に基づいて行わなければならない。
- 無償部分を含む株式再編成では、表示するすべての期間の基本的 EPS 及び希薄化後 EPS の計算に使用される普通株式の加重平均数を適時的に調整することが要求される。

<sup>3</sup> 例えば、2022 年 9 月に公表された[英国 FRC の 1 株当たり利益のテーマレビュー](#)では、EPS の計算におけるより一般的な誤りを強調しており、企業に特定の主要な要求事項をリマインドしている。

- 優先株式が資本に分類される場合、基本的 EPS 及び希薄化後 EPS の計算に使用される利益は、配当及び償還において生じるプレミアムを含む、優先株式のすべての影響を調整する。

非 GAAP 指標の使用に関するガイダンス（**非 GAAP 及び代替的業績指標**を参照）は、調整後 EPS 数値の表示にも適用される。特に、IAS 第 33 号で要求されているように、EPS 指標よりも目立たせてはならず、その算定方法（調整項目に対する税金に対して使用する基礎を含む）を明確に開示しなければならない。

### IFRS 第 17 号「保険契約」

IFRS 第 17 号は、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効した。2024 年 10 月、ESMA は「[From “black box” to “open book”? – IFRS 第 17 号「保険契約」の最初の適用による証拠](#)」を公表し、欧州の保険会社のサンプルの財務諸表のレビューからの所見及び推奨事項を提供している。

IFRS 第 17 号の継続的な適用に関連する事項について、ESMA は、会計方針、判断及び見積りに関連する開示が、しばしば企業固有のものではなく、又は限定的な場合では欠落していると指摘している。この点に関して、本報告では、例を挙げている。

また、一部の企業が、財務諸表の外（例えば、経営者による説明又はリスクレポート）において、財務諸表からの相互参照の使用を含む、保険契約から生じるリスクの性質及び範囲に関する開示を表示していることを、ESMA は観察しているが、これは IFRS 第 17 号では認められていない。IFRS 第 17 号が要求する開示は、財務諸表の注記に含めなければならない。

### 経営者による説明

2025 年 6 月、IASB は、経営者による説明及び類似の報告書の改善を支援するため、要求事項のグローバルな整合性の強化も含む、経営者による説明に関する改訂実務記述書を公表した。改訂実務記述書は、どの企業が経営者による説明を作成することが要求されるか、どのくらいの頻度で作成しなければならないか、誰が経営者による説明の発行を承認すべきか、又は経営者による説明が対象となる外部保証の水準を明記していない。改訂実務記述書は、規制当局が国内の要求事項及び経営者による説明に関するガイダンスを更新又は開発する際に使用する、グローバルなベンチマークを提供するとともに、企業が投資者のニーズを満たす情報を提供するための包括的な資源を提供することを目的としている。iGAAP in Focus 財務報告「[IASB、経営者による説明に関する改訂実務記述書を公表](#)」は、経営者による説明に関する実務記述書について詳細に解説している。

### 期中財務報告

適時性がありかつ高品質の期中開示は、財務諸表の主要な利用者にとって重要である。期中財務諸表を作成する際に最も関連性がある可能性が高い検討領域について、本ニュースターにおいてすでに説明されているものに加え、以下で説明する。

### 重要な事象及び取引

要約期中財務諸表を作成する企業は、IAS 第 34 号「期中財務報告」15 項に従い、「直近の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態の変動及び業績を理解する上で重大な事象及び取引の説明」を提供することが要求される。重大である場合に、開示を検討する場合がある事象の網羅的ではないリストは、IAS 第 34 号 15B 項に示されている。さらに、IAS 第 34 号 16A 項は、会計方針及び計算方法の変更に関するものを含め、要約期中財務諸表の注記において行うべき開示を規定している。

現在のマクロ経済的及び地政学的環境から生じる継続的な不確実性に企業が対応するため、要約期中財務諸表の注記で開示する必要がある可能性がある他の重要な事象が存在する可能性が高い。

### 見積り

不確実性の継続的なレベルを考慮すると、企業は期中報告期間中に（例えば、新しい関税の賦課又は金利の変化の結果として）見積りを修正し、IAS 第 34 号 16A 項(d)に従って開示を提供する必要があるかもしれない。この場合、開示は、特に資産及び負債について、直近の年次報告日より見積り方法の使用が多い場合は、見積りの変更の理由及び使用した見積り方法を明確に説明しなければならない。

### 資産の減損

減損損失及び減損損失の戻入に関する IFRS 会計基準の要求事項は、要約期中財務諸表に適用される。

多くの資産（のれん、有形固定資産、使用権資産、無形資産、及び子会社、共同支配企業及び関連会社への投資を含む）については、IAS 第 36 号に従って、報告日に、減損又は以前の減損の戻入れの兆候があるかどうかを評価し（禁止されている以前ののれんの減損の戻入を除く）、もしそうである場合、回収可能価額（使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方）を算定することを意味する。企業は、直近の年次報告日に到達した結論に関係なく、期中報告日時点での減損の兆候の存在を評価しなければならない。

環境の不確実性により、直近の年次報告日における使用価値又は処分コスト控除後の公正価値の計算において、以前に使用された予測キャッシュ・フローは、その後の期中報告日の状況をもはや反映しない可能性がある。この場合、企業は、期中報告日における経営者の改訂した予想と更新した状況を反映した、新しい又は更新した予測を作成する必要がある。

期中報告期間中に重要性のある減損損失が認識された場合、企業は IAS 第 34 号 15B 項(b)により要求されるように、当該損失に関する追加の開示を検討しなければならない。

### 継続企業

IAS 第 1 号 25 項及び 26 項が定める継続企業の要求事項は、期中財務諸表に適用される。したがって、経営者は、期中報告期間の終了から少なくとも 12 か月間継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせるような事象又は状態に関連する重要性のある不確実性があるかどうかを検討する必要がある。この評価を行うにあたり、企業は期中財務諸表の承認日までに入手可能なすべての情報を考慮しなければならない。

さらに、企業は、新しい情報又は更新された情報により、要約期中財務諸表に継続企業の評価について開示することが要求されるかどうかを検討する必要がある。

### 認識及び測定

要約期中財務諸表の資産、負債、収益及び費用を認識する原則は、年次財務諸表と同じである。IAS 第 34 号 41 項は、期中財務諸表で使用される測定の手続が、信頼性のある情報をもたらす、すべての重要性があり関連性がある財務情報が、適切に開示されることを要求している。したがって、本ニュースレターの他の箇所に記載されている課題、例えば非金融資産の回収可能価額及び金融資産の予想信用損失引当金の測定は、期中財務諸表でも同様に取り扱わなければならない。それにもかかわらず、IAS 第 34 号は、年次財務諸表及び期中財務諸表の両方に合理的な見積りがしばしば使用されるが、期中財務諸表は一般に年次財務諸表よりも見積方法をより多く使用することが必要になることを認めている。

### 法人所得税の会計処理

期中財務報告書には、次の年次財務諸表に適用されるものと同じ会計上の認識及び測定原則を適用すべきであるという基本原則と一致して、期中報告期間の法人所得税費用は、年間の見積利益総額に適用される税率、すなわち、期中報告期間の税引前利益に適用される見積平均年次実効税率を用いて計上する。

実務的な範囲内で、見積平均年次実効税率は租税区域ごとに決定され、租税区域ごとの期中税引前利益に個別に適用される。利益の種類が異なるごとに異なる税率が適用される場合にも、同じ原則が適用される。世界貿易の変化及びマクロ経済の不確実性によってもたらされる不確実性の結果として、企業はそのような精度で期中税金計算を行う際に、困難に直面する可能性がある。この場合、企業は、より個別の税率を使用した場合の結果に比して合理的な近似値となるものであれば、各租税区域全体又は各種利益全体の加重平均を使用することが認められる。

また、IAS 第 34 号に基づく期中財務報告のために、予測キャッシュ・フローの調整（非金融資産の減損の文脈で議論されるものなど）も、企業の見積年次実効税率（AETR）に織り込む必要があるかもしれない。さらに、不確実性のあるビジネス環境の状況では、これらのキャッシュ・フローの見積りはより頻繁に改訂される可能性が高く、それに伴い、AETR が変更された場合、ある期中報告期間に法人所得税費用として計上した金額も、その後の期中報告期間で調整する必要が生じる可能性がある。AETR は、累計ベースで再見積りされる。

IAS 第 12 号の繰延税金資産の認識を裏付ける規準は、各期中報告期間の末日に適用され、それらが満たされた場合に限り、当期の税務上の欠損金の便益を見積平均年次実効税率の計算に反映することができる。

## その他の開示

上記で説明したように、IAS 第 34 号の包括的な目的は、期中財務諸表が年次財務諸表に含まれる関連性のある情報の説明及び更新を提供することである。上記の具体的な検討事項に加えて、企業は、包括的な目的を達成するために必要となる可能性のある追加の開示を検討する必要があり、現在の不安定で不確実性のある環境では、期中報告期間の後発事象の結果として生じる重大な影響について追加の開示が要求される場合がある。

IAS 第 1 号は、一般に、IAS 第 34 号に従って作成された要約期中財務諸表の構成及び内容には適用されないが、IAS 第 1 号 4 項は、IAS 第 1 号 15 項から 35 項が期中財務諸表に適用されることを明確にしている。IAS 第 1 号 17 項及び 31 項はいずれも、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響について利用者が理解できるようにするために必要な場合、IFRS 会計基準で規定されている情報に対する追加情報を要求する。企業の財務状況が直近の年次財務諸表から著しく変化した可能性がある現在の状況では、（年次）財務諸表の完全なセットについてのみに通常要求される開示の一部は、期中報告期間中に発生した状況の結果に関する関連性のある情報を提供する場合がある。

## ● 付録

## 新しい及び改訂 IFRS 会計基準及び解釈指針

IAS 第 8 号 30 項は、新しい及び改訂 IFRS 会計基準が公表されたが未発効の場合、その潜在的な影響を検討し、（年次財務諸表において）開示することを企業に要求している。これらの開示の十分性は、現在の規制上の焦点となっている領域である。

以下のリストは、2026 年 5 月 29 日時点のものを反映している。当該日以後、財務諸表が発行される前に、IASB が公表した新しい及び改訂 IFRS 会計基準の適用による潜在的な影響についても検討し、開示しなければならない。

下表に記載の新しい又は修正された IFRS 会計基準についての解説は、デロイト・トーマツのウェブサイト「IFRS 基準別の解説」を参照いただきたい。

(<https://www.deloitte.com/jp/ja/services/audit-assurance/perspectives/ifrs-kaisetsu-1.html>)

以下の表は、さまざまな四半期報告期間について、2026 年 3 月 31 日現在の基準等の概要を示している。

この表は、すべての事業年度に使用可能である。2026 年 3 月 31 日に終了する第 1 四半期は、事業年度が 2026 年 1 月 1 日に開始することを意味する。同様に、2026 年 3 月 31 日に終了する第 2 四半期は 2025 年 10 月 1 日に開始する事業年度を指し、2026 年 3 月 31 日に終了する第 3 四半期は 2025 年 7 月 1 日に開始する事業年度を指し、2026 年 3 月 31 日に終了する第 4 四半期は 2025 年 4 月 1 日に開始する事業年度を指す。

基準等	発効日	2026 年 3 月 31 日での適用			
		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
<a href="#">「交換可能性の欠如」(IAS 第 21 号の修正)</a>	2025 年 1 月 1 日	適用済	強制適用	強制適用	強制適用
<a href="#">「金融商品の分類及び測定に関する修正」(IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正)</a>	2026 年 1 月 1 日	強制適用	早期適用可	早期適用可	早期適用可
<a href="#">「IFRS 会計基準の年次改善—第 11 集」</a>	2026 年 1 月 1 日	強制適用	早期適用可	早期適用可	早期適用可
<a href="#">「自然依存電力を参照する契約」(IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正)</a>	2026 年 1 月 1 日	強制適用	早期適用可	早期適用可	早期適用可
<a href="#">IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」</a>	2027 年 1 月 1 日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
<a href="#">IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」(2025 年 8 月に修正)</a>	2027 年 1 月 1 日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
<a href="#">「超インフレ表示通貨への換算」(IAS 第 21 号の修正)</a>	2027 年 1 月 1 日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
IFRS 第 20 号「規制資産及び規制負債」	2029 年 1 月 1 日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可

## 最近の IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定

IFRS 解釈指針委員会は、アジェンダに追加しないことを決定した論点の要約を、通常提出された会計上の論点の議論とともに、定期的に公表している。

2020 年 8 月、IFRS 財団の評議員会は、更新版 [IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブック](#) を公表し、IFRS 解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定の説明的資料が、IFRS 会計基準自体から権限を得ており、したがって、アジェンダ決定が会計方針の変更をもたらす場合に適用される遡及適用について、IAS 第 8 号の一般的な要求事項により適用が要求されることを確立した。

IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブック及び各 [IFRIC Update](#) はまた、企業がその決定を行い、必要な会計方針の変更を決定し実施するための十分な時間（例えば、新たな情報の入手又はそのシステムの適応）を与えられることが期待されていることを指摘している。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのくらいなのであるかの決定は、企業の具体的な事実と状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に実施し、重要性がある場合には、当該変更に関連する開示が、IFRS 会計基準で要求されているかどうかを検討することが期待される。

過去 12 か月間に、以下のアジェンダ決定が委員会によって公表された。

<a href="#">2025 年 6 月 IFRIC Update</a>	超インフレ経済の指標の評価（IAS 第 29 号）
	組み込まれた早期償還オプション（IFRS 第 9 号）
<a href="#">2025 年 11 月 IFRIC Update</a>	取引コストの決定及び会計処理（IFRS 第 9 号）
	IFRS 第 18 号に係る委員会のアジェンダ決定の更新
	グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類（IFRS 第 18 号）
	オフテイク契約に基づく蓄電池の使用から生じる経済的便益（IFRS 第 16 号）
	適正な表示及び IFRS 会計基準への準拠（IAS 第 1 号）
<a href="#">2026 年 3 月 IFRIC Update</a>	親会社の個別財務諸表の目的上の特定の主要な事業活動の評価（IFRS 第 18 号）
	費用を性質別に開示する要求の範囲（IFRS 第 18 号）
	為替エクスポージャーを管理するデリバティブに係る利得及び損失の分類（IFRS 第 18 号）

## IASB による公開草案

### 関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正

2026 年 2 月、IASB は、公開草案「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の公正価値オプションの修正」に示されているように、IAS 第 28 号を修正することを提案した。

IASB は、関連会社又は共同支配企業に対する投資を、持分法を適用する代わりに、IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択できる企業の範囲を明確化することを提案する。

公開草案に対するコメント期間は、2026 年 4 月 20 日までであった。

デロイトの [iGAAP in Focus 財務報告「IASB は、関連会社及び共同支配企業に対する投資の公正価値オプションの修正を提案」](#) は、IAS 第 28 号の修正案を解説している。

### リスク軽減会計

2025 年 12 月、IASB は、公開草案「リスク軽減会計」に示されているように、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正を提案した。

IASB は、金利改定リスクを純額ベースで管理しており、その事業活動及びリスク管理活動が特定の特性を有する企業に対して、リスク軽減会計モデルを含めることを提案する。リスク軽減会計の適用は、そのような企業にとって任意であることが提案されている。

本提案では、企業は金利改定リスクを管理するための戦略及びリスク管理活動の影響を開示することが要求される。リスク軽減会計を適用することを選択した企業に関する開示要求に加えて、IASB は、リスク軽減会計を適用することに適格であるが適用しないことを選択した企業に対する定性的な開示要求を提案する。

公開草案において、IASB は、IAS 第 39 号の廃止の提案についてもフィードバックを求めている。

公開草案に対するコメント期間は、2026 年 11 月 30 日までである。

デロイトの [iGAAP in Focus 財務報告「IASB は、リスク軽減会計に関する新基準を提案」](#)は、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案について解説している。

### 過去 12 か月に本ニュースレターに加えられた主な変更点

日付	セクション	変更点
2026 年 5 月	・ 世界貿易	IEEPA に基づき課された関税の還付に関する議論を更新
2026 年 5 月	・ 欧州連合の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）及び 欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）	ESRS の修正を提案する委任法案に関する議論、及びにバリューチェーンの企業についてのサステナビリティ報告に対する任意の基準案に関する協議に関する議論を追加 EU タクソノミに関する委員会の通知の最終版へのリンクを追加
2026 年 5 月	・ サステナビリティ報告の動向 – 米国	気候関連開示に関する米国 SEC 規則のステータスの更新
2026 年 5 月	・ 新しい及び改訂 IFRS 会計基準及び解釈指針	リストを更新
2026 年 5 月	・ 最近の IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定	リストを更新
2026 年 4 月	・ 通貨及び超インフレ	超インフレ経済のリストを更新
2026 年 3 月	・ 地政学的リスク及び不確実性	地政学的リスク及び不確実性の議論を追加
2026 年 3 月	・ 世界貿易	IEEPA に基づき課された関税についての米国最高裁判所の判決に関する議論を追加
2026 年 3 月	・ IFRS サステナビリティ開示基準	ISSB の公開草案の概要の更新
2026 年 3 月	・ 欧州連合の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）及び 欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）	オムニバスパッケージの最終化についての議論を追加 EU タクソノミ規則の修正についての議論を追加
2026 年 3 月	・ サステナビリティ報告の動向 – 米国	SB-253 及び SB-261 に基づく報告の更新
2026 年 3 月	・ 新しい及び改訂 IFRS 会計基準及び解釈指針	リストを更新
2026 年 3 月	・ 最近の IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定	リストを更新
2026 年 3 月	・ IASB による公開草案	IASB が公表した公開草案の概要及びコメント募集期間であることを追加
2025 年 12 月	・ 財務諸表における気候関連リスク	「財務諸表における不確実性に関する開示」の設例の概要を追加
2025 年 12 月	・ IFRS サステナビリティ開示基準	「温室効果ガス排出の開示に対する修正」（IFRS S2 号の修正）の概要を追加
2025 年 12 月	・ 主な新たな会計上の要求事項	「超インフレ表示通貨への換算」（IAS 第 21 号の修正）の概要を追加
2025 年 12 月	・ 繰延税金資産の認識及び移転価格を含む法人所得税	第 2 の柱の税制に関連する検討の更新
2025 年 10 月	・ 不確実性のある時代における開示（新規） ・ 非金融資産の減損 ・ IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」	規制当局による最近の公表物に起因する更新

日付	セクション	変更点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リストラチャリング引当金（新規）</li> <li>・ 欧州連合の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）及び欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）</li> <li>・ その他の報告に関する検討事項－セグメント報告（新規）</li> </ul>	
2025年10月	・ 通貨及び超インフレ	超インフレ経済のリストを更新
2025年10月	・ サステナビリティ報告の動向－米国	SEC 規則のステータス、及び SB-253 及び SB-261 に基づく報告の更新
2025年9月	・ 継続企業	継続企業の評価についての IASB の更新された教育的資料に関する iGAAP in Focus へのリンクを追加
2025年9月	・ 欧州連合の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）及び オムニバスパッケージに関する更新された iGAAP in Focus へのリンクの追加 欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）	
2025年9月	・ 主な新たな会計上の要求事項	IFRS 第 19 号の修正の説明を追加
2025年9月	・ 新しい及び改訂 IFRS 会計基準及び解釈指針	リストを更新
2025年8月	・ 繰延税金資産の認識及び移転価格を含む法人所得税	米国の新税法に関する考慮事項 (「1 つの大きな美しい法案法」)を追加
2025年6月	・ 後発事象	報告日後の新しい関税又は既存の関税の変更の発表の影響の議論を追加
2025年6月	・ 繰延税金資産の認識及び移転価格を含む法人所得税	企業の移転価格の方針の変更についての議論を追加
2025年6月	・ 金融リスクの開示金利、為替及びインフレ・リスク	為替リスクの参照を追加
2025年6月	・ その他の報告に関する検討事項	経営者による説明を追加

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計及び財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- ・ デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- ・ IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的及びガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求及び推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人及び DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつ又は複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課し又は拘束させることはありません。Deloitte Global 及びその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファーム又は関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務又は事業に影響を与えるような意思決定又は行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及び完全性に関して、いかなる表明、保証又は確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員又は代理人のいずれも本資料に依拠した人に関係して直接又は間接に発生し得る損失及び損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301